

日程第1 一般質問

4番 鈴木絹子

- (1) 村役場職員の村政に携わる思いとそれを支える労働条件は守られているか。
- (2) 中川村総合計画の実施計画・基本計画に 定住促進・地域活性化のための基本計画はどこまで具体化されているのか、方向性は定まっているのか？

2番 湯澤賢一

- (1) 中川村へ移住された方々の中川村での生活が、地元住民とお互いに理解し、より良い村づくりにつながるよう、地方自治体の本旨である団体自治と住民自治の観点からの検証をするため、村の考えを質問する

5番 中塚礼次郎

- (1) 「改正」介護保険について
- (2) 国保制度広域化について

8番 大原孝芳

- (1) 農業振興策の具体的な取組について
- (2) 県が進める「信州F・POWERプロジェクト（森林バイオマス発電）」と、村の林業活性化との関連について

1番 高橋昭夫

- (1) 地区懇談会（行政）の成果と今後の対応について

出席議員（10名）

- 1番 高橋昭夫
- 2番 湯澤賢一
- 3番 松澤文昭
- 4番 鈴木絹子
- 5番 中塚礼次郎
- 6番 柳生仁
- 7番 小池厚
- 8番 大原孝芳
- 9番 山崎啓造
- 10番 村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	菅沼元臣
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

# 平成26年12月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成26年12月9日 午前9時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 鈴木絹子議員。

○4番 (鈴木 絹子) 通告書に沿って大きく2項目の質問を始めます。

初めに役場職員の方々の日ごろの仕事に対する熱い思い、中川村を守り発展させるために限りなく努力されている姿に心より敬意を表します。

役場の職員が村人の生活を守るために元気に仕事ができることが村人のさらなる元気につながっていくものと考え、役場の職員の労働条件をよくしたい思いを持って質問します。

労働組合役員の交代時期でしたので、今回は村役場職員の労働条件、主に保育園における職員、臨時職員について7点ほどの質問をします。

役場庁舎の職員と重複するところもありますので、よろしくご答弁をお願いします。

みなかた保育園では正規職員6名、臨時職員7名、休業者1名、片桐保育園では正規職員6名、臨時職員13名、休業者1名、ほか2カ園で代替6名、長時間、土曜日9名の方が在職と聞きました。

ご存じのように、保育園は未満児から年長児までの乳幼児が生活をともにするところ。遊びながら学び、成長、発達しています。集団で生活ですから、子ども同士の学び合いもすばらしいものがあります。

しかし、それを支えているのは保育士です。専門の学問を基礎にして、計画、準備、実践、まとめをしています。一人一人に合わせたものもあれば、クラスのものもありますし、園全体のものもあります。保育園全体の行事や内外の行事もあります。一年中しっかりありますので、家に持ち帰って準備したり、まとめたりすることもあります。

片桐保育園では、臨時職員が正規職員の2倍という数で、正直、驚きました。

役場庁舎では臨時職員が少ないようですが、皆さんの努力で仕事をこなしているとお聞きしました。

児童クラブ、つどいの広場でも、臨時職員の方で持っているとお見受けします。

質問の1つ目ですけれども、こうした臨時職員の多さについて経過と認識をお伺い

○村 長 します。  
まず、私から、ちょっと一言だけ申し上げたいと思います。

今回、鈴木議員からの一般質問何ですけど、通告のほうには役場の全体的な職員の研修の体制だとか、意欲を高めるためにはどういうふうなことをどうやっているか、中で、こう、仕事のアンバランスないかとか、不満はないかとかいうふうなご質問をいただいております。そのためですね、総務課長のほうでは、それに対して、ほかの仕事もある中で準備をいろいろ進めてきたわけでございまして、保育園のことにつきましては、当然、保育園もだし、保健福祉のほうでいろいろありますので、そちらのほうでいろいろかき切りになってやっておりますので、保育園、ここで、ちょっと保育園の体制についてと言われても、答えられる範囲で答えるというふうな形でやりますけれども、しっかりとした準備をせずに、また、逆に言うと、総務課長のほうには忙しい時間を割いて、それに時間を割いたということでございまして、ですから、おっしゃっている職員が一生懸命、こう、村のために尽くすエネルギーをですね、ちょっと、ひよっとしたら無駄だったのかもしれないなというふうなことも思いますし、全体に、一般質問について、最近、こう、締め切りを過ぎてからですね、五月雨式に追加質問が出されるということが多くて、こちらのほうについても、我々も、こう、いろいろ準備を進めている中でですね、そういうのがあるというので、ちょっとやりにくいなと思っているところがございますので、その辺、また、一定のルールがございますので、議員の皆さん方も尊重していただければありがたいのかなというふうなことを思う次第です。

それじゃあ、それぞれ担当のほうからご説明を申し上げます。

○保健福祉課長 それでは、保育所における臨時職員の多さについて経過と認識ということでございました。

私が承知をしている範囲でのお答えになりますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

保育所、かつてといいますか、しばらく前はおよそ3歳以上のお子様を中心といたしますか、ほとんどそういうことでやってきてまいりまして、いわゆる3歳未満のお子様の入所というのはまれだったという時代が比較的最近まで続いていたかなというふうに思います。

その中で、正規の職員の体制については、完全に埋まっていたかと言われると、そうではなかったかとは思いますが、基本的に、その3歳以上児の人数に合わせたクラス編成と総職員数ということの基本に行っておったかというふうに思います。その中では、女性の多い職場でもありますので、産休、育休等で常に臨時の職員がどこかに入るといった状態が続いておったわけですが、人数的には3歳以上児をベースにしたことでやっておりました。それが充足していたかという、今、手元にありませんのでお答えをしかねますけれども、大筋、その中で職員数の大枠というのはあったかなというふうに思います。

その後、行政改革等の流れもあり、村全体として職員数の増加といえますかの抑制

が行われるという中から、とりたてて保育所だけ正規の職員を増やせるという状況にはなかったのかなあというふうに思っております。

その後、いわゆる未満児保育の増加があるということと、3歳以上を問わず特別に支援が必要なお子様というのが増えてまいりまして、加配の保育士がつくといったことがあり、それから、それに伴って給食調理員の数も必要になる、そういったことがありました。

特に片桐保育園で臨時が2倍というふうな状況にあるというのも、一番の大きな理由は、ご承知のとおり、未満児室の増床といえますか、未満児定員を大きく増やしたということも背景にあるかというふうに思います。そういったことが、今日の、いろいろ積み重なりまして、今日の臨時職員の多さというふうにつながっているのかなあというふうに思っております。

認識ということについてですが、最初、臨時職員は、あくまでも補助的といえますか、クラスに入るにしても担任の補佐ということが最初はスタートだったわけですがけれども、このように臨時職員の数が定着といえますか、恒常化をしますと、どうしても保育の現場で中心的役割を担わざるを得ない場面も生じてきております。現場を預かる側とすると、私もそうですが、特に現場の園長などは、非常に、その処遇といえますかに苦勞をしているという現実もあります。その中で、これまでも待遇の面については気を配ってきたわけですがけれども、さらに難しい状況があるのであれば、何らかのことは考えていかなければならない状況かなあという認識は思っております。以上であります。

○4 番 (鈴木 絹子) 人を相手にする仕事、特に小さい子を対象とする仕事は、人格の基礎をつくる大変重要な、そして責任も大きな仕事です。命を育むわけで、ただかわいだけではやっていけません。今、そんな配置状況なので、必然的にクラス担任も正規の人と同様に持っているということで、言われたとおりに思いますが、短い人で1年、長い人では20年、保育園で働いているということです。好きでなければやらない側面と子どもが育っていく過程に寄り添える働きがいとが常にあると思います。子どもに対する思いは臨時も正規も全く変わらないと思いますが、同一労働、同一賃金の立場からすると、差はとても大きいものです。

仕事の内容は同じで賃金が違うというところでは、お伺いしたいと思うんですが、通告の不手際で申しわけありませんでした。わかる範囲でいいですので、お願いします。

○総務課長 それでは私のほうから答えさせていただきますけれども、まず、臨時職員ですがけれども、臨時職員は、地方公務員法の22条の第5項によって、任命権者は、緊急の場合または臨時の職に関する場合においては6月を越えない期間で臨時的任用を行うことができる、この場合において、任命権者は、その任用を6月を越えない期間で更新することができるが、再度、更新することはできない、こういう規定になっております。当村では、臨時の皆さん、一応、6ヶ月、一年間の間で4月から9月末まで、それから10月1日から3月末までという、この地方公務員法に沿った雇用を行い、次の年度

は継続ではありません。新たに、また任用を行うという手続をとっておりますので、結果的に、先ほど質問の中にありましたように20年という長い期間、従事しておられる職員もおられますけれども、一年一年で任用が繰り返されているという状態であります。

それから、給与につきましては、保育士に限らず、一応、一般事務、それから給食調理員ですとか、保健師ですとか、いろんな、中川村でも職務で臨時雇用しております。それぞれに応じて、また、それぞれの資格に応じて賃金表をつくっております。また、その賃金表の中でも、経験のある方については加算をしているという状況であります。

この臨時職員の賃金につきましては、近隣市町村等の状況も調べまして、必要に応じて更新をしてきているということで、今年度も来年度に向けた近隣市町村の調査を行いまして、決して他市町村に劣っているという額ではございません。

以上です。

○4 番 (鈴木 絹子) それでも、保育園の現場は、この多くの臨時職員に助けられている、助けられて機能しているわけです。何らかの、気持ちでも手当のようなものをつけるお考えはありませんか。

○総務課長 手当というか、村では、臨時職員についても、我々正規の職員とは率は違いますが、いわゆるボーナスをお支払いしております。

また、通勤手当等も支給しておりますし、一応、法律の定めによって、社会保険、厚生年金、それから雇用保険等、そういったものにも加入させていただき、そういった福利厚生面でも、職員と同一とはいきませんが、保険的なものを加入するようにしております。

以上です。

○4 番 (鈴木 絹子) 次に休憩時間について質問します。

本庁職場では12時～13時と決まっているとのことですが、仕事の席にいる方もお見受けします。本庁職場では、休憩時間として保障されているのでしょうか。

保育園では、正規職員も休憩があつてないような状況です。8時間働いたら1時間以上の休憩が労働基準法第34条では定められていますが、雇用者は与える義務があります。実際に現場に行つてごらんになったことはありますか。休憩は仕事へのリフレッシュタイムで、持ち場から離れることが条件かと思いますが、持ち場から離れられない、もしくは離れてもお便りノートを書く、仕事の傍らお茶を飲む程度ということです。何とかきちんとした休憩時間の保障をできないかと考えますが、この点で質問します。

○総務課長 過去には、組合を通じて、保育所における休憩時間、この問題が出されてきたときがございます。そのときには、職員が交代をしながら取るなり、職場内で工夫をしてほしいと、そして確保できるようにしてほしいというふうをお願いをしてあるところであります。

最近、ここしばらくは、そういったことが組合から出てきておりませんでしたので、

こちらとしては、そういう対応がされているというふうに理解しておりました。

以上です。

○4 番

(鈴木 絹子) 冒頭で申しましたように、村本庁職場の方が元気に仕事ができることが村人のさらなる元気につながると同様に、保育園で仕事をする人が元気に働けて、見てもらう人、保護者が安心して子どもを託せるように、正規も臨時も助け合って、励まし合っていける保育園にする責任があると思います。そのためには、保育内容をさらに向上させるための研修や職員の資質向上のための研修も必要ではないかと思えます。

また、本庁職場でも研修はあるようですが、仕事への誇りを持ち、意欲を高めるための研修が制度として各職場で保障されているものでしょうか。

○総務課長

ちょっと、保育所職場での研修等については、私のほう、承知しておりませんが、職員につきましては、中川村人財育成基本方針というものを立ててございます。その中で、やはり地方公共団体である村が地方自治あるいは新時代に的確に対応していくためには、みずからの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、そのためには、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性、能力を最大限に引き出していくことが必要だというふう言われております。こうしたことから、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針、これが作成されております。この方針は、地方公務員法第39条第3項で策定が義務づけられております研修に関する基本的な方針、これを市町村に定めるよう決められておりますけれども、これも兼ねたものとしております。正規の職員につきましては、採用時、これも採用直後、それから6ヶ月程度経過した後、それから経験年数に応じて、あるいは役職に応じての研修がございました。

それから、もう一つは、それぞれの担当分野での、やはり知識を得ていただくための研修もございました。

また、そのほかにも研修の案内が庶務のほうへ参りますけれども、職員に対して有効なものにつきましては職員に案内する、あるいは、場合によっては職員を指定して研修に参加させるということをしております。

それからまた、部署によってですけれども、やはり中川村での村づくり、あるいは産業振興、そういった部分で必要な知識、あるいは先進地から学ぶ、そういったことについては、それぞれの課で必要に応じて視察研修をしていただいております。

以上です。

○保健福祉課長

保育所における職員研修ということではありますが、ただいま総務課長が申しました地方公務員として受けるべき研修は当然のこととして、一方では、ご質問の趣旨は恐らくこのことかなと思うのですが、保育士としての、いわゆる職能者としてのスキルアップといえますか、そういった面での研修というものもございます。これは、公的な機関が主催するものもあれば、みずから取り組んでおられるという部分も多く見受けられます。むしろ、回数としては、職能集団としての自覚に基づいた研修といえます

か、それを企画をされて、参加される、職員が参加しているということが多くあります。実態とすれば、それぞれ仕事を持ちながらのみずからの企画といえますか、勉強というスタンスで行われているものであります。基本的には休日等を使つての参加というふうになっております。

村としては、特別な負担金がかかるものについては、予算が伴うものについては、若干、検討する部分もあるわけですが、そういったものを伴わずに参加できる範囲については、公用車での出席、あるいは時間外手当の支給といったことによつて、応援しているという言い方はできないかもしれませんが、職員研修としての位置づけをもつて認めてきているというか、いることとあります。これは、命令としてというよりも、ご質問にありましたとおり、村の子どもたちへの保育の質の向上に資するものという判断のもとで行つてきているものであります。

以上であります。

○4 番

(鈴木 絹子) いろいろな研修をきちんとされていて、すばらしい人材があることの意義を思いました。

次の質問ですけれども、役場職員の方がいろいろな行事に出て頑張っている姿に、いつも励まされ、温かいものを感じています。子どもが小さい人も土曜日、日曜日の出勤で大変だと思います。このときの代休が取れないこともあるということをお聞きしましたけれども、部署によっては仕事の忙しさや多さがあるって大変かとは思いますが、ぜひ取れるように監理監督をしっかりしていただきたいと思えます。

○総務課長

これは、よく職員の皆さんにも言っていることなんですけれども、当局側としては、当然、休日を与えなければいけない、それが当局に課せられた義務であります。職員は、当然、権利として、休日、休まなければいけない、休日に労働した場合は、基本的に、そのかわりに代休、平日、休みを与える、そのために、私どものほうでは、土日、祭日に勤務した場合は必ず代休をとってくださいというふうに指導しているんですけれども、中には忙しいという言い方でとれていない職員もいるんですが、ただ、よく見てみると、有休はかわりにとっている、だから、本来は、有休をとる前に代休があれば代休のほうを先行してとっていただくのが本来かなというふうになります。

また、当然、職員にとっては休む権利ですので、職員のほうでも工夫をしながらとっていただかなければいけないのかと、そんな点では、また、職員のほうにも十分周知徹底を図りたいというふうに考えます。

○4 番

(鈴木 絹子) 村政にかかわる村役場の皆さんが前向きに元気に働けることを思つて、この質問を終わります。

次ですけれども、27地区の地区懇談会にも議員にも参加させていただいて、いろいろなご意見を伺うことができてよかったと思えます。アンケートでは、あらゆる年代で反映しているということでしたが、懇談会の参加者は女性と若者が圧倒的に少なく、意見としての反映には若干の問題があるかと思えました。

中川村の総合計画の実施計画、基本計画に定住促進、地域活性化のための基本計画はどこまで具体化されているか、方向性は定まっているかを質問します。

中川村第5次総合計画は、中川村の将来像として「一人ひとりの元気が生きる美しい村“なかがわ”」とし、4つの目標をもって計画されていますが、その中の1つ目「誰もが安心して元気に暮らせる村づくり」と3つ目の「村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり」の中の幾つかの項目について質問します。

1つ目です。

子育て支援の施策として保育園の同時入所について2人目は半額、3人目は無料となっていますが、保育所だけで3人目でなく、小学校と合わせても2人目は半額、3人目は無料での支援をするという形に移行できないかと考えます。

バンビーニでも懇談会でもこの話は出ていましたが、子どもの数が増えるほどかかるお金は多くなります。

中川村では、3人兄弟の家庭が18歳以下で109世帯、保育園に入所の家庭は53世帯、3人同時入所は3世帯ということです。第3子の保育園入所家庭は35世帯ということです。

中川村の未来を担う子どもを育てる子育て世代への大きな支援と思います。同時入所でなくとも第3子無料化を考えることはできませんか。

○保健福祉課長

第3子保育料の無料化につきましては、かねてからご意見をいただいてまいった施策であります。保育料につきましては、いわゆる軽減率におきまして既に相当の配慮をしておりますし、中川村の場合は、お話にもありましたが、子どもがいらっしゃるご家庭では兄弟も多いご家庭も多くて、それだけ対象者が多くなるということがあります。35名の世帯が、第3子で、現在、入所というようにお話でございました。仮に平均的な保育料がそうであったと仮定をしますと、同時入所でなかったとすれば800万円近いお金が単年度で必要になるというようなこともあります。これまでも申し上げてきましたが、中川村としては、保育料負担が、やはり過度になっている場合に、それをどのように軽減するかという視点で考えていきたいと思っておりますので、基本計画では、今のところは考慮しておりません。

○村長

先ほどバンビーニの質問という言葉が出まして、あのときにもご説明を、いらしゃった中でしたかと思うんですけども、保育料については、所得の多い家庭を低い家庭と、大変、こう、低い家庭は本当に、場合によってはゼロもあります。大変低いところから、ぐうっと、こう、所得の多いところには延びるといふような形になっています。そこを卒業すると小学校なので、義務教育という形になってくる、卒業した後っていうのは、また、小学校は全然違う、平等な形の義務教育の、それは本当に義務教育で国がすべての費用を負担しているかっていうと、そうじゃないですけども、保育園の子が、高所得の方に保育料を、保育の必要とする方をお願いしている分よりは低くなっているんじゃないかなと思います。そういう中で、特に、もともと安い方については、そんなに余り関係ないぐらい安い金額になっているかと思うんですけども、ある程度所得の多い方について、3人同時になっちゃうと大変だなと、だから、小学校に行って義務教育に入ってしまうと、その分は少しあれになるのかなというふうなことで、そういうふうなつもりでつくっているというふうなことで、その保育園

自体のですね、所得に応じた階層ごとの保育料のグラフとございますか、差というものを、そこを、そのことが大事なことであって、そこを、そのことを全然、こう、頭から外してしまって、第3子、第2子っていう話をしちゃうと、ちょっと本来のポイントを理解していただけないことがずっと今までも続いてきたし、これからも続いてしまうのかなというふうに思いますので、その、そのところを、ぜひご配慮いただきたいと思っております。

○4番

(鈴木 絹子) 将来的展望は持って、この項目を終わります。

次ですけれども、小さい子どもを連れていける公園整備について、バンビーニでも大草城址のあの駐車場のところの公園が草が生えていてっていうようなことが出ていたんですけども、この中川の自然豊かなところでも、そこら辺で遊ばせるのは危ないという保護者の方が見えて、広さも取りながら遊具もあって安心して遊べる公園があるといいという声は何人かの子育て世代から聞いております。

中田島での「子どもが道路や駐車場で遊んでいて危ないよ。」の声もあります。

土地の問題などもあって難しい面もあると思っておりますが、新たにつくることも含めて、遊べる公園整備についてお考えを質問します。

○建設水道課長

まず、現在ある公園につきましては、ご指摘のように草が生えているとか、あるいは危ないというような箇所がありましたら、非常によくないこととございますので、きちっとした管理をしたい、あるいは遊具等についてもきちんと整備していきたいというふうに考えております。

それから、中田島からの公園の要望等もありますけれども、現在のところでは、新たな公園をつくる計画はしておりません。

○4番

(鈴木 絹子) これも要望があるということで、考えていただきたいと思います。

次ですけれども、小中学校の給食の無償化について、全国で給食無償化の自治体が増えていきます。背景には、少子化、過疎化、人口減対策ということ、少子化と貧困の拡大化とがつながっていることなどがあります。

給食費が払えない子が「給食を食べるな。」と言われて出ていったとか、中学校では牛乳だけで済ます子がいるとかも言われています。そういった食育の面では、子どもが辛い思いをしないでよいように無償化に取り組んだ自治体もあるそうです。

例えば兵庫県の相生市、人口3万2,000人のところですけども、この10年間で3,000人以上の人口減少があったため、市長が「人口減に歯止めをかけるための思い切った子育て支援策を取り入れた。」と話しています。幼稚園と小中学校の給食の無料化、市立・私立保育園の給食費部分の補助、給食費以外にも市立幼稚園の保育料無料化、市立保育園、私立保育園の保育料の助成などを行っているそうです。

山口県の和気町というところでは、1951年から継続して無償給食を実施しているそうです。

東京の江戸川区では、昭和49年、東京23区でただ一つ3分の1の給食補助をしています。このためか、同区の出生率は1.26と東京都平均の1.0を大きく上回っています。

す。

ほかにも、北海道三笠市は平成 18 年から小学校で、茨城県大子町というのかは子育て支援日本一のまちづくりで平成 21 年から小中学校の給食無償化のほかに多くの施策をやっています。秋田県の八郎潟市は 2012 年から、埼玉県小鹿野町、群馬県南牧村、和歌山の新野宮、群馬県上野村、山梨県早川町、丹波山村、埼玉県滑川町など 50 以上にも増えているそうです。

山梨県の早川町は、小中学校の給食費、通学費、教材費、修学旅行費など、学校教育の保護者負担をなくしました。憲法 26 条が掲げる義務教育は無償を実践しています。まちづくりの中心を担っている子育て世代を応援したい、未来を担う子どもたちを町全体で育てたいという思いからだそうです。ここの教育長は、「早川町は高校がないから、子どもたちはいずれ町を出ていく、だから、ここで過ごす子ども時代にいい思い出をつくってあげたい。子ども時代が幸せなら、その思い出に支えられてつらいことを乗り越えられると思うし、外に出たからこそ町のよさがわかって戻ってきてもくれるかもしれない。山梨の子どもを育て、日本の子どもを育てている思いです。」と言います。

長野県では、大滝村が村在住の保護者の 3 歳以上児の保育料無料、小中学校給食費の無料化、放課後子ども教育の無料化をしています。

中川村の小学校は、1 人年額、給食費ですけれども、年額 5 万 5,350 円、中学校は 6 万 2,310 円、総額が 2,770 万円とお聞きしました。また、子どもたちは「中川の給食はすごくおいしくて自慢できる。」と言っているということもお聞きしました。

給食費の無料化は世の中の流れのように思います。みんながやってからでは遅いと思います。

村長にお伺いします。無償化は、いつやりますか。

○教育長 まず、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、いろいろ教えていただいたこと、そのとおりにかなあというふうに思いますけれども、次世代を担う子どもたちを健全に育てていくことは社会の責任だというふうに考えております。義務教育は公費を基本として行われていますけれども、給食は、実は、すべての学校で行われているわけではないということも知りました。例えば、交流しております北海道中川町の学校は弁当昼食をしております。弁当にはよさもあり、中川村の中川中学校でもお弁当の日を年 3 回設けて家族のつながりや食の大切さを学ぶ活動をしております。しかしながら、毎日が弁当というと、これは大変なことであります。家庭の事情もあります。すべての子どもたちにバランスのよい栄養摂取を考えると、やはり給食の大切さが切に思われます。

中川村の平成 25 年度決算では、給食の食材費用は、ただいまお話にもありましたけれども、2,700 万円余りです。このうちの一部、パンと麺の輸送費、それから米粉パン普及促進のための補助、これは、米粉パンは小麦粉のパンよりも若干値段が高いわけでありまして、その差額の補助であります。そして、放射性物質の含有検査のための材料の料金などが補助金となっております。また、給食センターの人件費や

光熱費ほか、約 2,570 万円は村の負担であります。このように、約半分は現在も公費でもって行っているということになるかと思えます。

給食費を無償にするとなりますと、2,700 万円ほどの予算が、毎年、さらに必要になるということでありまして、このことは大きな、例えば制度改革などがなければ、村にとっては大きな負担であります。

現在、中川村の給食費は、ただいまのお話にありましたように、小学生で 5 万 5,350 円、中学生で 6 万 2,310 円ということでありまして、上伊那では、本年度、値上げをした小中学校が多いわけでありまして、中川村は平成 24 年度から据え置きになっております。

おいしい野菜届け隊の皆さんの協力をいただき、地産地消も進められております。

滞納を極力少なくしようという努力を続けております。それから、この中には、特別の補助等で回収される部分もありまして、このこともありがたいことだというふうに思っております。

健全な給食をさらに継続していきたいという現在でございます。

○村長 現状でもですね、数年前から要保護、準要保護の生徒、児童の皆さんへの、こう、修学資金なんていうんですかね、そういう資金援助という部分では、給食費については全額を、そういう皆さんへの支援として算定——算定っていうか、積算をする中に入れて計算をするようにしておりますので、全員が無料とは、給食費無料とは言いませんが、実質的に、こう、所得の低い皆さん方については無料というふうな形にできているのかなというふうに思います。

○4番 (鈴木 絹子) 今、要保護者とか補助しているところもあるということでお伺いたんですけれども、教育と福祉の複合的な政策展開の一つとしての政治的判断ではないかと思っておりますので、例えば半額補助とか、1 学年ずつとか、第 2 子とか第 3 子とか、少しずつでも善処していただけるといいかなと思います。要望して、この質問は終わります。

次ですけれども、子育て世代が定住できる住宅施策の拡充と雇用問題ですが、例えば、さきの茨城県の大子町では、子育て中の若者に子ども 1 人のところについては 10%、2 人のところについては 15%、3 人のところには 20%の家賃補助をしているそうです。

中川の定住促進のアンケートでは、就業の確保が 46%、定住環境 27%が課題として選ばれています。

昨日の答弁でも企業誘致の難しさが言われていましたが、そして、中川の資源を生かしたなりわいとしての持続可能な取り組みと村長は言われましたが、何かヒントが欲しい気がします。振興課も一生懸命考えているとのことですが、私も、いろいろ一生懸命考えても、なかなかいい案が出ません。いろんな人の英知を集めた発想で何とか見つけられないかなと思うところですが、その点でいかがでしょうか。

○村長 すみません。ちょっと、もう一度、答えるべきポイントを教えていただければと思います。ポイントを教えていただければと思います。



○4 番 (鈴木 絹子) 村の方針で、定住促進するということで、子育て世代の応援に、さっき挙げたところは家賃の補助をしているということですが、中川村として、そういうようなこととか、就業に対する、企業はなかなか難しいということですが、村の資源を生かすのに、何とかできないかと本当に思うんですけれども、地区懇談会でも、村長のほうから、地域をまるごと、こう、どうかするような案を出してくださいってことを言われていたんですけれども、そのヒントになるようなものを提案していただけるといいなあという思いがあるんですけど、はい。

○村 長 移住してくる人と村のよさを生かすなりわいの創造をどう結びつけるかというような、そういうご質問と理解してお答えをいたします。

村のよさを生かしていくというふうなことについては、正直なところ、余り直接、移住者にそれを期待しているという部分の比重は、比較的、私の主観では低いです。その部分については、やっぱり、中川村におうちがあるとか、畑があるとか、現に農業をやっているとか、あるいは村の伝統的なお料理について自信があるとか、お漬物をつくるのが上手なおばあちゃんとか、そういう方に、おうちがあって、人に貸してあげられるおうちがあるとか、そういうふうな方に、ぜひ活躍を、一歩踏み出していただけたらありがたいなというふうに思っています。

移住者の方々に期待しているところは、やっぱり地域の中に入って地域の担い手として頑張っていただけるというようなことが、それは共同作業であったりお祭りだったりってふうなところが大きいかなと思いますし、特に、先ほどからおっしゃっているような、子ども、小っちゃい子どもなんかはいて、子ども同士のつながりの輪が広がってきたりすると、本当に子どもたちにとってもいい子ども時代が過ごせるかなというふうに思います。

それで、そういう方々の仕事というふうなことなんですけども、中川でいろんなことをしたいというふうに考えていらっしゃる方も多し、それは、村で今度受け入れを、募集をして受け入れたいと思っている新規就農の方もいらっしゃるでしょうし、また、最近では、本当に工芸作家の、手に、こう、ものづくりの技のある方々がたくさん、だんだん増えてきているなというふうなところもありたいことですが、それから、一部では、ネットとかですね、そういうふうな環境を生かして、この地方でも、そういう仕事を広く、広い範囲で受けられるんだという、そういう手に職のある方もいらっしゃる、中川村で、どんな方でも、ぜひどうぞっていうふうな形に持っていく必要は必ずしもないと思いますので、そういう受け入れるっていったって、今、現に住宅が余りほとんど、なかなかないわけですから、きのうも少し、ちょっと申し上げた家探しにきのう来ておられた方も、結局、とりあえず、空き民家がいいんだけど、ないのでというふうなことで村営住宅のほうにお申し込みをされて、その後、こちらに来てじっくりと探したいというふうなお話でありましたけども、なかなか受け皿、受け入れる家がないってところが悩みの種というふうなところがございます。で、何を言っているかっていうと、だから、そういう状態なので、いろんな人を幅広く受け入れられる体制、その家の部分ではなくて、職業の部分で、それをすぐに用意しな

くてはいけないというよりも、そういう、こう、手にあれがあったり、あるいは、いろんな関係のある方をですね、志があったりというふうな方を入れていけば、ある意味、厳選した、移住者については、そういう方に来ていただいて活躍してもらうことを考えていくのがいいのではないのかなというふうに、そんなに大勢を受け入れられるわけでもないので、活躍していただける方、地域の中で頑張ってもらおうという方、そしてまた、それを受け入れようという地域、そういうものをつくっていくことが大事かなというふうに思っています。

○4 番 (鈴木 絹子) 移住者も含めて、中川村にいる若い人たちとも今後の中で話し合いをしながらいい方向に行けるといいかなと思います。

次の質問に移ります。

高齢者世帯への家庭訪問について、昨日の6番議員の質問に近いのですが、私は全般にわたって「いかがですか？」と尋ねていくことを提案したいと思います。

課長も食生活に限らず生活全体で何うことが理想と言われました。うれしい言葉です。

豊かな経験と専門知識で保健師さんが家庭訪問をすることは、高齢者を励ますことになると思います。人が訪ねてくると、いつもより元気になってしまうとか、来てほしくないという方もあったり、話が続いてちっとも終わりにならないっていう方もあったりするかもしれませんが、基本的には人がかかわることが大事だと思いますので、例えば、一定地域に限って試験的に行うなどということではできないでしょうか。

○保健福祉課長 時間も残り少なくなっておりますので現状についての説明は省かせていただきますが、ご質問の内容にありましたとおり、できれば全戸を訪問するのが理想かというふうに思いますが、それだけのスタッフを確保するという問題と、保健師というご提案がありましたが、どのような方がどういうふうに行くのがいいかということも検討していかなければならない課題かなあというふうに思います。

介護保険の次期第6期の計画の中で地域ケアシステムというものを示していくことが義務づけられてきておりますので、それを具体化する中で、家庭訪問を含めた見守りの体制については検討してまいりたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 先ほど言いましたように本当に一定地域に限って試験的につていうことを前向きに考えていただけることも可能でしょうか。

○保健福祉課長 今、申しましたケア地域包括ケアシステム構築に関する検討の中で、非常に参考になるご提案というふうにさせていただきますと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 次ですけれども、若者の出会いの場の創出っていうことが案にも書いてあったんですけども、JAで婚活イベントを取り組んだ話とか、新聞などでは伊那市や飯田市でいろいろなイベントが催されていることを見聞きしております。

近所にも独身の好青年が幾人かいます。仕事を持ち、農繁期には農作業もこなして、よくやっているなあと感心しています。それで、いい出会いがないものかと危惧しています。

村としての具体的な案はできているでしょうか。

○村 長 出会うっていうか、結婚相談ということに関しましては、社協のほうで前から結婚相談員さんをお願いをしているというふうなところ、それから、営農センターで、今おっしゃったJAさんと一緒にですね、婚活に向けてのイベント等々のセッティング、いろんな話し合いをしたりというふうなことをやっております。

なかなか、これも出会いの場をセッティングするだけで済むかなっていうと、なかなかそうもいかない部分も多々、本当いうともっと大きな問題があって、若い人たちが、なかなか、その自分の生活を、こう、築き上げていこうというふうな形で自信を持ちにくい経済情勢のこともあるのかなと思いますし、そういうふうに言えば、本当に、こう、村の中での所得向上ですとか、そういったことも含めながら、それからまた、いろんな、その婚活イベントっていうことに絞り込まれたのではなくて、いろんな、本当に、こう、スポーツなり文化活動なりが活発に行われる、そういう、こう、暮らしのゆとりもあって、時間的にもいろんなことに人生を謳歌できるような——謳歌っていうと大げさですけども、そんなふうな形に村がなっていけばうれしいなと思いますし、かつて、本当に、中川村は、私が来たころっていうのは、いろんな、文化祭なんかでもいろんな展示が行われておって、実に文化度の高いさまざまな活動が行われているすごい村だなというふうなことに驚いた経験がございますので、そういった中川村のよさ、みんなの元気さといいますか、そういったものを維持する、あるいは回復していくというふうなことが大事なことだと思いますけど、本当に、なかなか大きなテーマで、いろんなことの要素が、経済的なことなんかも含めて、少子化のことも含めて、克服できたときにはいいんですけど、どちらが卵でどちらがニワトリかっていう話になってきますので、本当にやれることいっぱいやっていかなくてはいけないというふうなことを感じるところでございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 村の方々の切実なる願いでもあると思いますので、この点では、村として本当に力を大きく注いでいただきたいと思います。

基本目標の3つ目の項目「村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりの具体的な内容について考えを伺いたいと思いますが、すみません、ちょっと時間が少なくなったので簡単にします。

昨日、3番議員が質問したように、中川村は何でもあると、一年中、一年を通して集客を図るということに同感するものですが、では何で集客をするかとなると難しいです。例えば野菜シリーズで何かできないかとか、果物シリーズで何かできないかとか考えたりするんですけども、具体策があればということが、まず1つと、あと、農工商連携及び6次産業化の推進と交流人口の拡大っていうところでは、今年の農業祭で野菜のいろんな味の漬物が出されていたり、2種類のどんぶりが出されていたんですけども、あれはどうなったのかなあという思いはありますけれども、中川のブランド化にするものがあるといいかなというふうに思います。ほかに、例えば、農家民宿の連携で四季を通しての農業体験や漬物づくり、こんにやくづくりなどの体験ツアーなど、交流人口が増えないかななども思います。3つ目は、若者の起業・就業支援などですけども、中川で暮らしたくって、仕事も見つけたくってという若者

に物心ともに援助ができないか、先ほどの話と重なるのでなんですけれども、例えば、高齢化でリングもナシも切ってしまうという方が、声があったりするんですけども、営農意欲のある若者ならば、そこを引き継いでやっていただけたかなということも思います。そんなところで、若者が元気で暮らしていけるような中川村、中川の特産を生かしたものがうんと具体化できないかなということで、今ある村の、振興課の方もきのう言われていたかなあと思うんですが、動き出しているものについて、もう少し具体的なものがあれば教えていただけたらいいんですが。

○振興課長 ちょっと総体的な部分になりますが、いろんな、その地域の資源を活用して、これから、それを生かして、こう、産業に結びつけていこうという点では、昨日の質問でも申し上げたとおり、農商工連携ですとか、いろんな住民の方も参加していただいたワークショップなどを開催しながら、そういった取り組みを進めています。地域資源の活用という点では、それぞれ、民——民といいますか、例えば農産物の加工施設でいろんな加工品を製造したり、それこそ鈴木議員の地元であります、飯沼の棚田を使って、そういう酒米を使って地酒をつくったりとか、ジビエの資源活用とか、竹林の整備と活用の研究だとか、民間のレベルでも、結構、今、取り組んできています。それをいかに、こう、一緒に考えながら支援していくかというのが行政の役割かと思っています。昨日も申し上げましたように、いろんなアイディアは出てきているんですが、それをどう具体化していくかということで、これから関係の皆さんとも協力しながら進めていきたいと考えています。

○4 番 (鈴木 絹子) 幾つか細々と言いましたけれども、強く要望して質問を終わります。

○議長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時10分とします。

[午前10時00分 休憩]

[午前10時10分 再開]

○議長 会議を再開します。

次に、2番 湯澤賢一議員。

○2 番 (湯澤 賢一) 私は、中川村へ移住された方々の中川村での生活が地元住民とお互いに理解し合いよりよい村づくりにつながるように、地方自治の本旨であります団体自治と住民自治の観点から検証するため村の考えを質問すると通告いたしました。

もう10年以上も前に移住されて、すっかり村人となられて、地区の重要な担い手として活躍している方もいらっしゃいます。また、村長がよく一例として出される五平餅会的な地域のコミュニケーションを自分の日常生活に取り込んで、まさに屈託もなく生活を楽しんでいる方もいらっしゃいます。

しかし、一方では、もとの住民と移住された住民の間での地区のあり方のいろいろでトラブルも耳にいたします。そうしたトラブルの原因や、それについての私なりの考えを述べさせていただき、幾つかの問題の所在を明らかにした上で村との関連を質問いたします。

この問題は、私が当初考えていたより奥が深く、役場が直接タッチできない住民



自治の範疇に抵触する点もあるかと思えます。また、あえて触れないほうがよいこともあるかもしれないと考えますが、地域の担い手として移住者を積極的に受け入れようとするこれからの村づくりに避けて通れない問題として、あえて取り上げました。

通告ではランダムに問題点を並べましたが、最初に移住された方の地区の加入についての4点について村の考えを質問いたします。

日本国憲法は第22条で「何人も公共の福祉に反しない限り居住、移転及び職業選択の自由を有する。」としていますので、性別や年齢や、あるいは移住された方々が地区に加入するかどうかについて、あるいはどのように生活をするかについても行政が強制できるものでないことは承知しております。

しかし、一方、地方自治の本旨は団体自治と住民自治であるとの考え方が主流であり、地区は住民自治の代表的な組織であります。その考え方からは、地区の住民は自治の担い手としての役割を果たさなくてはならないと考えます。

移住されて中川村に居住しようとする場合は、一般的には、まず居住する地区に加入いたします。地区加入については、ほとんどの場合、地区の総会の承認が必要であります。それ以外には、地区ごとで加入の仕方は本当にまちまちで、2名の保証人を必要とする地区もあります。承認されると、直ちに地区住民としての権利と義務が生じる場合と、中には、とりあえず臨時加入として本加入まで1年～3年の期間を設けている地区とがありますが、いずれも地区への加入金が必要であります。金額は地区によって、これも本当にばらばらであります。私が聞いた中には、そうした地区の加入の条件を、移住を決意し、引っ越しが済んでから初めて知った方もいました。しかも、その地区加入金が地区によって違うことに驚いていると言っておりました。この地区加入金の地区ごとの違いが移住者の不満となってトラブルの原因の一つになっている場合があります。

地区加入金の根拠は、加入のおつき合いのごあいさつとしてお酒1升的な金額の地区と、高いところは、ほとんどの場合ですが、集会施設建設時の住民の負担金を共有財産として頭割りして算出した金額との説明で、十数万円のところがあります。しかし、この集会施設は指定管理の制度に組み入れられているところが多いと思えますので、地区加入金の算出の根拠とする、この地区集会施設を財産として頭割りする、その根拠としては、この決め方は無理があると考えますが、いかがでしょうか、お聞きします。まず、この点についてお聞きします。

○村長 いろいろと具体的なお質問もこれからあるかと思えますけれども、最初に、大きな地区、移住者の方の地区加入に関するいろんな問題提起というふうな形で、基本のところの考え方をお話をしたいと思えます。

地区は、もう何度も繰り返し皆さんの発言、お口からも出てくるように、地区の、やっぱり自治力といいますか、共同作業をしたり、いろんな形でやっていく地区の力というのがだんだん衰えて、いろんなことがごじたくなっているというふうなところがあるかと思えます。子どもの数も減っているというふうな中で、そういう中で、やっぱり新しい、こう、地区の若者が帰ってくることもそうだし、新しい方に入って

もらって一緒に地域を支えてもらうっていうことが、もう、ほうっておけないといえますか、早く取り組まねばならない、このままでは、もう本当に先細りになっていくのかなというふうな状況かと思えます。そういう大前提はあるにしても、必ずしも地区に入った方と地区の関係が全部が全部うまくいっていないケースもあるというふうなことも指摘のとおりかと思えます。それをどうするかということなんですけれども、大きな前提としては、その地区に、移住者の方に地区に入れというふうに村から言うのも言えないことだと思いますし、それから、それぞれの地区に対して加入金をどうしろとか、移住者に対してはこういうふうにしなさいとかいうふうな形で言うことも、両方できないというふうに思っています。そういう、こう、自治に、こう、踏み込んでいくことはできないんですけれども、そうは言っても、最初に申し上げたような地区の現状があり、その地区に新しい人に入ってもらうって活躍してもらうことは、地区にとってもありがたいし、もともと移住したい方は、自然の豊かなところで、伝統的なソサエティーと言いますか、地域の中で暮らしたいと思っているわけですから、本当をいうと、地区に入ってですね、やっぱり、こう、集会所でやいやいと言いながら飲んだりしたり、共同作業の汗流した後で集会所でわあわあと言って飲んだりする、餅投げを、こう、かき集めたりするっていうのを一緒にするのが、やっぱり地方に住むおもしろ味、だいが味であって、変なところでこだわってですね、地区と、こう、関係がぎくしゃくして、世間を、こう、結果的に狭くなっちゃっても本人が一番楽しくないことかなというふうなことは思うので、お互いに、ちょっと、こう、地域の常識とは離れて方が来て、入ってくるということに対して、地区のほうもある程度の許容をもって、とりあえずは受け入れて、取り込んで、上手に、こう、変な言い方をすると飼いならしてですね、いろんなことをわかってもらうようにしていただいて、また、その、その入ってきた人が、また、都会とのいろんなパイプを持っていたりっていうこともあるかもしれないし、そういうものも利用できるかもしれないしというふうなことで、ちょっと、こう、懐を深く持って、特例扱い、先ほどおっしゃった準地区員みたいな形で、半分、地区作業はするけども、地区費の分担金はちょっと少なくてもいいとか、いろんなことを柔軟に考えていただいて、地域にうまく取り込んでやっていただけたらありがたいなというふうな、それは、私としてのっていうか、役場としての希望、希望でございまして、そんなふうに思いますし、入って来られる方についても、村の、そういう、こう、地域の中の、こう、生活を楽しんでいただくことこそが地域の、田舎に住むだいが味だというふうなことをわかっていただいて、一緒にいい汗流して、わっはっは、わっはっはというような暮らしをしていただければというふうなことを、両方に対して願望として思っております。だから、地区費のことについても、その辺のこと配慮しながら、うまく取り込んでいただけたらありがたいというふうな、願望のレベルとしては持っておりますけれども、どうこうせいとは言わないわけにはいかんというふうに思っております。また、具体的なこともほかにもあるかと思えますけれども、一つ一つ、またご提起いただければと思います。

○2番 (湯澤 賢一) 1つ、ちょっと、こういうことを聞いて、地区の自治の部分に手を

突っ込むのはどうかという部分も、私も思いますが、集会施設を地区の財産として、これで頭割りして地区加入金を決めるというやり方は、いいとか悪いとかじゃなくて、例えば、集会施設は地区の財産なのかという部分を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長 地区の集会所につきましては、昭和 50 年代以降、補助事業等を活用して建設してまいりまして、ここ数年の間に介護拠点施設として建設したものは、地元負担は求めておりませんが、それ以前のは、1 地区当たり数百万円から、多いところは 2,000 万円を超える負担をしていただいています。地元負担金。補助事業の事業主体は村ということでやってきましたので、当然、村の財産ということで指定管理をさせていただいています。

しかし、地元は数百万円から 2,000 万円を超える負担をしているという中で、新たに入られた方に対して、地区によって考え方はまちまちですけども、一緒に使う施設ということで、その一部を地区加入の際にご負担願いたいというふうにしている地区があるかと思います。

ただ、そのことに対して、それがいい悪いというのは、行政としては判断すべきものではない。あくまでも地区というのは、自治会組織として、その一定の地域に住まわれている皆さんの自主的な活動を行っていただいているところです。その皆さんの全体で決めていただいた決め事に対しまして、行政としてはものをいうことはできないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○2 番 (湯澤 賢一) 私も基本的にはそのように考えます。

しかし、中川村の住人としてすっかりなじんでいらっしゃる方の中にも、この地区の加入金については、また、地区ごとで相当開きがあることについては問題があると感じている方が多いと思います。ただ、地区加入金につきましては、聞いてみますと、移住された方々が地区への加入金を支払うことで、既に住民が払っているお金をその場で払うことで気兼ねなく地区の財産を共有してもらおうという配慮の意味もあることとありますので、難しい面もあります。一朝一夕にはいかないと思います。また、地区単独では、あるいは、そのときの総代以下役員の方々の判断ではいかない部分もあるかと思いますが、地区加入金が地区ごとに余り変わらないように検討していただくように、村からは、例えば総代会等に問題を投げかけるとか、そういうことはできないでしょうか。

○総務課長 村内 27 地区の総代により中川村総代会を組織しております。事務局を役場総務課の庶務係が担っておりまして、それこそ地区運営をされる中では、うちの地区部の状況と他の地区の状況、そういった違いとか、そういった情報交換、あるいは地区運営の参考となる視察等を行ってきているわけなんですけれども、この情報交換の一環としまして、地区費を初め地区の加入金、それから役員体制、役員手当等、いろんな状況を平成 20 年に調査しまして、その調査結果を、逆に各総代へ全地区のものをお示ししております。今も、ときたま、それを、また戻して、修正等あったら直して出して

ださいということで、その結果を、また総代さんのほうへ全体のものをお返ししているんですけども、これによりまして地区加入金の見直しがされた地区もございます。村としてはできませんが、総代会としましては、そういった取り組みを行ってまいります。

以上です。

○2 番 (湯澤 賢一) この問題では、例えば子育て盛りの若い方々が、大勢、中川村へ来てほしいという、これは、大勢、皆さん思っておいでになると思いますが、また、よく村長も口にされることでありますが、地区の担い手として期待される若い移住者、しかし、来たけれども地区に加入しない、あるいは入れないという理由が、この高額と言えるかどうかわかりませんが、若い方々にとってはとても高額に感じる地区加入金に原因があるとしたら、この点からも何らかの対策は必要なのではないかと私は考えます。今、総務課長が、地区の、村中の地区の状況を地区総代会に示すことで若干変わったという話がありました。何かの、例えば若い方々に地区に入って活動していただく方法、そうしたことも、住民自治の観点からは、村は全く手がつけられないかどうか、村の見解を質問いたします。

○村 長 やっぱり各地区のご判断ということになると思います。これまでの、その歴史の積み上げというものの重みがあるから、それは、そういう、こう、新しい人が入ってくるにくくても、それは守るしかないんだというふうな判断をされるかもしれないし、あるいは、そうは言っても、こういうことがあるから人が来にくくなっているの、ちょっとその辺の見直しをしようよというふうに考えられるかもしれないし、あるいは、例えば、先ほどの集会所の話だったら、もし、そこが空き家になっていたら、前にいた方は、多分ね、何がしかの負担をなされたのかもしれないし、その方いなくなって、かわりの方が見えただったら、ある程度、その辺は配慮してもいいのかもしれないし、あと聞いているのは、こう、積立金とかね、繰越金が、随分、こう、何かのためにみんなで今までためてきたお金がたくさんあってみたいなこと、ケースもあるだろうし、それは、もう、本当にケース・バイ・ケースかと思いますが、そのケース・バイ・ケースの中で、その、やっぱり地区の、でも、結構働き手がおるから、うちはそんなややこしいのこんでもいいわというふうに考えている地区もあるかもしれないし、ぜひとも来てほしいと、そのためには、ちょっと、こう、いろいろのことを譲歩して変更していかなあかなんというところもあるかと思う、それは本当に地区のご判断で考えていただかなければいけないというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) まさに、大変、地区の自治のことについては、行政としては、なかなかタッチできない部分かと思いますが、例えば、すぐできることとしては、先ほども、きのうも村長、言っていましたが、村に移住したいんだと、うちがないかというふうな相談があるというふうな話がありました。そうした相談の窓口的な村があるとしたら、例えば、その方が地区に移住をする前に、あるいは地区に移住をしようと思う前に、地区の状況をきちっと知らせることが必要なのではないかと、それは村でできるのではないかと、そう思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長 現在、村内へ移住される方は、一つは、村の定住促進にのっとり村へ相談をして、そして空き家、あるいは村営住宅等へ入るとい方が一つあります。それと、もう一つは、空き家なりの所有者と直接、話をして入って来られる方というのがございます。村を通して定住促進施策にのっとり入ってこようという皆さんに対しては、地区加入のことも説明しておりますし、加入すると地区によっては加入金が必要、また、月々、地区費が必要、そういうような話をさせていただいております。ただ、どうしても問題になるのが、直接、家主さんとの話の中で、家主さんのほうは、その地区加入に関してのことを説明されていないケースが多いのではないかと、そういったものについてトラブルが多いのかなというふうに判断しております。そんな中では、村も定住促進でホームページのほうへ情報等も載せておりますので、今後、中川へ移住される場合、当然、地区加入をお願いしますということとともに、その際には、加入金が必要ですよ、あるいは地区費も必要ですよ、そういった情報も載せていきたいというふうに考えております。

○2 番 (湯澤 賢一) やっぱり、そのお金の面ですが、土木事業の受益者負担、いわゆる負担金ですが、この件について、ちょっとおつきなというか、かなりきついトラブルがあったというふうに聞いておりますが、土木関係工事分担金条例によりますと、村道などの工事が行われた場合、受益者負担が100分の10となっています。こうしたことについては、前からいろいろ、自分たちも総代とか、いろいろやってきたときには何も、当たり前のように思ってきたわけですが、この負担金の支払いについて、各地区ごとには、普通は一般会計のほかには道路会計的なものがあって、村の地区内にある道路を直したら地区が負担金が要るんだよというふうなことは、一般的には当たり前になっているんですが、中には、その都度、地区住民個々から頭割りで負担金を集めているところもある、道路だけじゃなくて消防関係の消火栓や防火用水の貯水槽なども地区負担金があるわけでありまして、私、こういう問題にぶつかって初めて考えたんですが、あの土木事業の受益者負担条例という受益者とは誰なのかということ、村道などは全村民が受益者という理屈も成り立つかもしれないし、直接、工事がある、その地区が受益者であるとしたら、それは地区の益なのか、地区住民の益なのか、その場合に地区に未加入の区民の住民の負担は、例えば、こういう場合があったとしたらどうなるのかということ、を、ちょっとこの場でお聞きしたいと思っております。

○建設水道課長 受益者とは誰なのかという質問ですが、一般論で申しますと、村民であります、中川村の運用としては地区住民ということになります。

それから、集め方につきましては、地区ごとのやり方によりますので、一律ではございません。そこら辺については承知いたしております。

○2 番 (湯澤 賢一) 頭割りかどうかということはその地区の考え方で、また、そこにも、また、若干は、やっぱり、どうしても問題は起こりやすいような気もいたしますが、受益者負担が地区であるとした場合ですね、負担金を計算するのは地区ごとの人口が少ない、あるいは面積が広いなどの条件等もあるかと思うんですが、あるいは、この地区には村道が多いよとかいうようなこともあるかもしれませんが、そうし

たことの調整というのはいかかされているわけでしょうか。

○建設水道課長 調整はしていません。算出の方法は、それぞれの地区の1戸当たり、戸数で計算をしております。

○総務課長 1点、ちょっと関連があるかと思えますんで発言させていただきますけれども、各地区では、先ほど言った調査の結果ですけれども、その中で、地区への未加入者も、例えばごみ集積所を使ったとか、使ったような、そういう関係もあるということで、未加入者におかれても、地区によって、結構多くですね、未加入者から、何ていうのかな、負担金なり、要は年間幾らという、負担金、あるいは協力金、そういった名目で徴収している地区が結構ございます。そうすると、例えば道路の改良の負担金ですとか、あるいは消火栓等の負担金ですとか、そういったものを地区会計から払っているとなりますと、そういった皆さんからも協力金等も、こちらに生きているかなというふうな判断ができる。

○2 番 (湯澤 賢一) こうした問題は、住宅等が、例えば滝戸とか中組ハイツとか、あちこちある、そうした方々にも関連することかなあと思っておりますので、例えば協力金、地区に加入していないから使わせないよとかいうようなことでは、なかなか、また、その辺でも、ちょっとおもしろくない方が出てくるような気がいたしますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

地区の作業につきましてはお聞きしますが、共同作業というのは、かつては道普請が代表的な共同作業でしたが、現在は、ほとんどの場合、河川清掃を兼ねた草刈りが主流かと思われまして、河川清掃、村内、どの地区でも行われていると思っております。地区によっては、高齢化と人口の減少で困難になっているところもあるかと思っております。この草刈りに地区の担い手と期待される若くて元気のよい移住者の方々がなかなか参加してくれないという地域住民の声もあります。トラブルとして聞かれることがありますが、特に都会の生活の中では、草刈りなどの共同作業は全くあり得ないそれまでの生活であったのではないかと、そこでの戸惑いのようなものがあるのかなあと思うわけですが、例えば、こういうふうに関係のある川の草刈りってというのは、それは、もう役場の仕事だぞというふうな、主張に、地元住民としてはどういうふうに応えたらいいのか、あるいは、その辺、沈黙せざるを得ないのかというふうなことですが、その辺、何か考えがありましたら、これも、また地区ごとの考えになってしまうかもしれませんが、お聞きいたします。

○村 長 ちょっと先ほど申し上げたように、移住してきた方にとっても、その田舎で自分勝手な暮らしがしたいっていうのは大きな誤解なんで、地域の方と一緒に、こう、いい汗を流し、いいお酒を飲んでというのが楽しいし、そのことによって、また、村の中でいろんな輪が広がって行って、いろんな、こう、珍しいお料理を食べたり、野菜をもらったりとか、いろんなことが、それがよさだと思わんですけど、何かそこんところで、先ほど言ったように世間を狭くしちゃうっていうふうなことになっちゃうと、せつかくのいろんなよさが味わえないままに過ごしてしまう、そういったところを、役場としては、ちょっと広報的なところでですね、私としてもいろんな機会とかでお

話をして、ぜひ、そういう地域の輪の中に可能な範囲で参加を少しずつでもしてって、協力してもらえようと呼びかけをしていく必要があるかなと思います。本当に、地域に溶け込んでいない分だけ、その人自身が損をしていらっしやるんじゃないかというようなこととお話をしていきたいと思います。

○2 番 (湯澤 賢一) 私も地域の地区に住む一人の人間として、例えば観光地なんかに行つて、ほとんど、その観光地なのに、もう、汚い川を見たりすると、自分の村はみんな川を掃除したりしていいなど、本当にいいなど、これは、やっぱり、来た方々にも、ぜひ一緒にやっていていただきたい、このよさはつなげてきたい、自分たちでやるんだという、これはつくづく思うところではありますが、例えば、それができないとしても、せめて自分の住居の周りだけでも草を刈ってほしいという、この住民の不満もあるわけでありまして、せつかく村に移住してくれた若い方々と村の間にこうした問題で溝ができてしまうということが本当に残念に思うわけです。もとの住民の間に溝をつくっているこうした問題、草刈りの問題なんかは、景観として悪いばかりでなくて、ほかの作物や住環境にも問題があり、隣近所とのトラブルの原因ともなっておりますが、美しい村づくり条例の今度できる9条、10条で、こうした状況に行政は適正な管理の勧告ができるとしております。村はどういう状況に対してどのような勧告ができるのか、つまり、村のアクション、こう、勧告というアクションの前には、近所の苦情とか、そうしたものが必要なのか、また、村の人が見て、役場の人が見て、ちょっとここは注意したほうがいいのかというふうに思えばやるのか、そうした是正措置についてお聞きしたいと思います。

○総務課長 所有地等の適正な管理の要請または勧告、これは美しい村条例の第8条で規定させていただきますが、管理が適正に行われず、周囲の景観や環境を著しく阻害し、近隣に迷惑をかけるような場合を想定しております。この近隣に迷惑をかけている状況の判断としましては、地区等からの苦情等が判断材料になるというふうに考えます。まずは現地調査を行いながら所有者に対する指導を行いまして、指導に従わない場合は勧告というふうなことになります。原則として所有者本人に対応してもらうというのが本筋でありますけれども、やむを得ない場合など緊急の必要性等がある場合は、村が是正措置を行い、費用は所有者に負担していただくということを規定しております。

○2 番 (湯澤 賢一) 若いから感じやすい、若い方々でありますので、そこをよく理解していただくような形の、理解を求めるような形のことをしていただきたいと、このように思います。

次に伝統的文化の継承という問題について、やはり、この同じ趣旨で質問させていただきますが、地域の祭りというものがトラブルになる、そういうことがあると、中川村にも多くの伝統文化があります。そしてまた、みんなで継承してまいりましたが、その継承は、多くの場合、氏神様に奉納という形で、まさに伝統文化はお祭りと非常に強い関係があります。

移住の方が、移住されてきた方がお祭りの負担金を取られたっていうふうなふうで

憤慨しておりました。

地域伝統文化とは、芸能でも獅子舞でも花火でもみこしでも、あるいは御柱でも、ほとんどの場合、地域の氏神様に対する奉納であるわけでありまして。そうした伝統的文化は、しかし、氏子だけでは継承し切れないこともあり、移住される方々に対して、この継承の担い手としての期待もあるわけでありまして。

しかし、宗教関連でのことは、花火の寄附でも、祭りの負担金という形でも、強制あるいは強制されたと感じるようなことはすべきではないと私は考えます。

一方、高齢化などで地区の伝統文化の継承も困難に直面していることは間違いのないことであります。伝統文化の継承は、村としても重要なことだと思いますが、移住された方々が強制されたと感じないような方法で、むしろ楽しんでいただけるような方法で、その継承に参加してもらえようように、宗教色と切り離せることについては、例えば保存会的な形で参加してもらおうとか、あるいは公民館事業の活動として参加してもらおうなど考えてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。中には、この芸能は他地区の氏子以外には教えないんだなどというところも若干あることも聞いておりますが、ぜひ、伝統文化の継承の分野でも移住された方と住民の間にトラブルのないようにすることについて、また、そうした方策について、何か考えがありましたらお聞きいたします。

○村 長 やっぱり宗教のことは、それぞれの方の信仰の中で、結構、厳格に守っていらっしやる方もおられると思います。いろんな宗派によっては、本当にね、唯一の神以外は拝んではいけないというようなことがあったりとかっていうふうなことがあります。全く強要できないものだし、また、今、お聞きして思ったのは、何か、これは宗教じゃなくて風俗だというふうに——風俗といいますか、いうふうな形にすると、何か、昔聞いたような、取り込んでいく屁理屈のようなふうにもなっていくところもあるんで、それは、もう、強制はしないということでもいいんじゃないかと思っておりますけれども、参加するのが嫌だという、私は、こうこうこういう理由で、ごめんなさい、参加できませんという方には、そうですかというふうな形でいいと思うし、それはそれで、田舎の文化を楽しみたいと思う、おおらかな気持ちで、自分は別の宗教があるけれども、そういうふうな、そういうのも楽しみたいと思う方は、分担金を払うなりモチ米を出すなりしながら参加してもらえばいいのであって、そこは、本当に、もう、ともかく我々から言えるのは、宗教行事への強制はできませんよということだけを言うしかないのかなというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) 例えば、よく見ますが、道祖神のような小っちゃなお祭りでも、あるいは本やりのようなお祭りでも、そこにある芸能は、その地区の子どもたちが守つたり、あるいは学校が、例えば大鹿の歌舞伎なんかでも学校で取り組んでやっているとかがいうふうなこともありますので、何か、単純に宗教と考えなく、結びつけることもなくできる部分もあるかと思っておりますので、ぜひ、その辺も非常に大事な文化の継承かと思っておりますので、お願いしたいと思います。

次に隣組の問題、隣組や消防団など、地域の、いわば助け合い組織と移住された方々

の関係についても、若干、考えてみたいと思いますが、隣組について、戦前の大政翼賛会的な時代の隣組の考え方と結びつけて、地区の加入、地区の隣組加入を否定する考えに、私、ちょっと最近、直面いたしました。私は、田舎暮らしの最も特徴的なことは、隣組を中心とした人間関係の濃密な、その濃密さだと、まさに、それこそが「住めば都」の部分だと私は思っておりますが、この人間関係の濃密さは、本当に、今、言ったように、慣れてしまえば本当に心地よいわけですが、移住されてきた方にとってはすごく煩わしく思われることもあるのだなと思います。

昨日も出ました11月22日の長野県神城断層地震では、発生が夜の10時8分という寝入りばなで、しかも住宅被害が全壊31棟、半壊56棟という誰も予想できない瞬間的な大災害であったにもかかわらず、死者がゼロという数字は、まさに、この煩わしいほどの濃密なご近所の人間関係の力がいかに発揮されたと、その結果だと、私は、我田引水かもしれませんが、考えております。マスコミも支え合いマップなどを中心とした住民の素早い助け合いを驚異的と報道しておりました。

しかし、移住された方々からの戸惑いは、日常的には、この点にもあります。隣組の組長を初め回り番で個々に割り当てられる役割について拒否反動的な意見を耳にします。トラブルの大きな原因の一つでもあるようであります。隣組の係をお願いに行ったらトラブルになって、裁判所に訴えるぞの騒ぎになったとの話も聞きました。このことで不満を持つ移住者とじっくり話したことがあります。

地域が社会を明るくするなどの地域とは、突き詰めれば、この場合で言う地域とは隣組なんだと、そのことは私の主張であります。田舎のよさとは、煩わしいほどの人間関係のある地域に住むことのよさでありまして、「遠くの親戚よりも近くの他人」のことわざどおりの誰も置き去りにしない助け合いの社会であることであります。

地方自治法は団体自治である役場や議会の運営のための取り組みでありますので、住民自治はあくまでも自主的なものです。地方自治法は主権者である住民を縛るものではありません。つまり、地区の自治は、あくまでも個々の住民との了解の上に成り立っております。

村は、こういうことを踏まえた上で、村の実情と期待を移住される方々によく説明をし、了解を得ておくことが必要だと思いますが、そうしないと、ただ隣組というのが、ただ行政の、先ほどの話の大政翼賛会のような形で言われて、ただ行政の最末端の使い走りさせられている時代おくれの制度のように批判され、地元住民と移住者とのトラブルの再生産になってしまうこともあると私は考えます。そのために、移住者が災難に遭ったような不快感で村を出ていくようなトラブルが起こる前に打つ手があるのではないかと、隣組に加入していない方は現在もいると思いますが、現時点で、村は、やはり、先ほどから、そういう流れで来ておりますが、やはり自治の観点から、あるいは自由の観点から、全くどうしようもないことか、あるいは、行政は隣組の役割というものを評価し、移住者にも理解を得るための努力をしているか、あるいは、そうした場があるか、もし場があるとしたら、それは隣組長なのか、あるいは総代なのか、あるいは役場のどこかの課なのかということ、ちょっとお答えいただければ

ありがたいと思います。

○総務課長

今の質問の中にありましたように、地区の自治は、あくまでも個々の住民との了解のもとに成り立っております。これは、そのとおりでというふうに思います。

隣組ですけれども、この地区の中の、その下に、また一定の範囲ごとの住民の皆さんで隣組を組織していると、隣組自体は行政とは直接の関係はないわけなんですけれども、ただ、村も行政からのいろんなお知らせ等について地区を利用させていただいております。そんな中では、行政から総代さんへお願いをし、総代さんが、また、それを各隣組へ下ろして回覧、配付をしていただいているというのは実態ではありますけれども、この隣組につきましては、行政としては関与する部分ではないということでもあります。

以上です。

○2 番

(湯澤 賢一) とても微妙で難しいことだと思いますが、ここにも移住された方々の複雑で暮らしにくく感ずる問題の所在があると考えましたので、あえて質問という形でお考えをお聞きいたしました。

幾つかの問題について村の対応を質問してまいりましたが、中川村へ移住する目的で空き家や土地を探す方々も多く、また、現実には、中川村ばかりではなく、脱都会の人々のことがテレビを初めマスコミで取り上げられますので、田舎志向の方は多いかと想像されます。景色がよいとか、空気がきれいとか、自然が豊かだとか、田舎の人の人情味だとか、いろいろな憧れだとか、理由はさまざまありますが、しかし、いきなり都会の生活を田舎に持ち込んで、夢で描いた田舎と現実がかけ離れているからといって戸惑い、住みつくまでは、あれほど賛美した農村の人々を、あたかも時代おくれの落人のごとく言って出ていってしまう人もいて、本当に、本当に心から残念に思うことがあります。

中川村にはたくさんの人に来ていただきたいし、来ていただいたからには移住してよかったと思う暮らし方をしていただきたいと願うと同時に、地区の担い手としても、ともに担ってほしいとの期待もあります。それは、行政との共通の思いであり、そのためには行政の果たさなければならない問題もあります。移住される方々に、田舎のノウハウを移住する前に、まず伝える、そのための、例えば、地区ごとの自治のあり方や祭りや習慣なども交えたパンフレットよりももう少し詳しい手引書が必要ではないかと考えます。例えば、地域づくりの支援隊の方を中心にして、地区の方々や、みんなで、そうした手引書、中川村に住む手引書的なものをつくられたらどうかと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長

一般論につきましては、先ほどもちょっと答弁させていただいたように、地区への加入をお願いしたい、あるいは、それに伴って地区加入金、地区費等も必要ですというような、そういう内容については、ホームページへ、先ほども申したとおりに載せたいというふうに考えておりますけれども、27地区、村内にある中で、それぞれまちまちの内容であります。そんな部分については、各地区で対応していただかなきゃいけないのかなというふうに考えます。実は、住民の方、転入されてきたときに役場の窓



口で転入の手続をされます。これは、もう、ずっと前に総代の皆さんからお話がございまして、行政としても地区への加入をなるべく知らせてほしいと、そういう必要性をということで、総代会の名前で、窓口で転入されてきた皆さんへは地区加入をお願いしますという文書をお渡ししています。毎年1月の新年総代会に地区総代さんたちへも説明してございますが、うちでは、窓口で、そういったチラシをして、地区加入してくださいというお願いをしますが、今度、逆に、地区でも、新しい方、来られたら、この地区では、こういう組織があって、こういう活動やっています、加入金、こうです、地区費、こうです、そういうね、各それぞれの地区の状況をお話していただいて、地区へ、また加入していただくようお願いをしたいということでやっています。

過去にこんな問題もございました。ある新しく来られた方のところへ地区の役員さんが行って、この地区に住むんだったら地区へ加入するのは当たり前だという頭ごなしのことを言ってしまったためにトラブルになり、結局、地区加入をしていただけなかったというような事例もございました。

しかし、やはり、地区の皆さんもそうですけれども、一つは地区の担い手として一緒にやってほしいという願いもございますので、連携しながらやっていくことが大事かなというふうに考えます。

○2 番 (湯澤 賢一) そういうふうな、その総代の方々を通じて、役場でも、そういう、その地区加入の必要性を言ってほしいという要望があるようでありましたら、新しい地区総代会が始まる場面でそういうようなことをしっかり伝えて、また、新年の総会などでそういう話があったら、その辺をみんなで話し合うか、あるいは役場に言って、ちゃんと入ってくる方々にそうしたことを説明していただくというふうなことを伝えていただけたらいいのではないかと思います。

私は、都会の人の田舎の移住という形での都市と農村の交流は大歓迎すべきだと考えております。単に定住促進というばかりではなくて、農村には、都市との交流によって、都会では絶対不可能な新たな人間社会の実現が可能性としてあるんだと思っております。都会から移住者を迎えることは、単に、本当に過疎対策としてばかりではない、私自身、経験の中でも移住された方々からたくさんのことを学んできました。

総合計画に当たっての住民意識調査の中では、住んでいる人の人情や田舎の習慣が複雑だと感じていると回答されている方が相当数おります。移住される前に地域の情報を伝えることができれば、トラブルは格段に減少し、地区の方々も安心して移住者を迎えることができると思います。定住促進という言葉、単にいろいろな施策だけではなくて、こうしたことがきっちりできることが本当に定住促進につながるのではないかと、昨日の一般質問で出ましたが、そして村長の答弁の中にもありましたが、人口の社会増を図って社会減を減らす、そのことが定住促進の一つの道であるならば、移住された方々の暮らしがいかにか快適であるか、何年かたてば本当にふるさととなって、まさに「住めば都」になるかという、そうしたふうな村づくりができることが、いわば、この点での、定住促進という点での他地域との差別化、中川村はここが違う

んだというふうなことになるのではないかと思います。その辺で、社会増、社会減というお話が、昨日、村長からありましたので、最後にその点をもう一度お聞きして、私の質問を終わります。

○村 長 社会増、社会減で人口が増えるっていうこと、きょうのテーマかと思えますけども、一般質問のテーマかと思えますけども、単純に数が増えるだけじゃなくて、やっぱり地域の中で活躍してくださる、地域の一員として頑張っていただけの方が増えていかないと、人口が増えたけどもということではいけないなというふうに思いますので、また、役場としても、おっしゃったとおりの、その地方、田舎で暮らすということの意味とか、おもしろさとか、ある意味、ひょっとすると面倒くささみたいなどころも含めて、していただけるようなことをやっていかなければいけないと思えますし、また、議員各位のほうにも、そういうふうなご協力をお願いしたいというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) それでは、これで私の一般質問を終わります。

○議 長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中塚礼次郎議員。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました改正介護保険、それから国保制度の広域化について質問をしたいというふうに思います。

改正の介護保険制度の私の知り得た内容と問題点をまず述べさせていただきます、その後、何点かの質問をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

安倍自公政権は、さきの国会で医療介護総合法の可決を強行いたしました。

総合法は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移すとしています。具体的には地域支援事業の介護予防事業に要支援者の訪問、通所介護の代替サービスを加え、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、これを総合事業というふうに言いますが、改変をします。

現行の介護予防事業は、元気な高齢者に介護予防の啓発を行う1次予防事業と要支援・要介護になるおそれが高い高齢者を見つけ、通いの場の提供やボランティアによる訪問などを行う2次予防事業に分かれております。新総合事業への移行に伴い、これらは全高齢者を対象に介護予防の啓発などを行う一般介護予防事業と要支援者及び旧2次予防事業対象者にさまざまなサービスを提供する介護予防生活支援サービス事業に再編がされます。

厚労省は、7月の全国介護保険担当課長会議で市町村が新総合事業を実施する際の指針となるガイドラインの案を示し、同案に対して都道府県、市町村の意見を求め、今年度末までに成案を策定するとしております。

ガイドライン案は、要支援者の多くは食事、排せつなどの日常生活行為は自立しているとし、掃除や買い物などの生活行為に困難があるのは動機づけや周囲の働きかけの問題であると規定、掃除であれば掃除機からほうきやモップに変える、買い物であればかご付の歩行車を活用するなど改善することができるとし、要支援者の自立意



欲の向上を図るべきと呼びかけております。

高齢者が要支援状態に至る原因につきましては、病気、けが、障害、認知症などさまざまであります。意欲さえあれば困難はなくなると決めつける、私は驚くべき非科学的な要支援者像だというふうに思います。

ガイドラインの案は、要支援者の意欲、能力を引き出すには支援する側とされる側と画一的な関係から脱却する必要があると強調し、介護予防に努め、住民相互の助け合いに積極的に参加し、より重度の後継者を助ける支え手となることを要支援者に求めています。そのために、今回、保険給付による介護サービスをやめることにしたというのがガイドラインの案の説明となっております。

政府、厚労省は、これまで要支援サービスの大部分を保険給付の枠外に追いやる今回の制度改変を全国一律の保険給付から市町村事業に変ることで地域の実情に応じた効果的なサービスが受けられるようになるんだとサービスが向上するかのよう宣伝をしてきました。

しかし、法案が可決し、具体化が始まると、前面に出てきたのは漫然とサービスを受けることは許されない、要支援者は自立せよというものです。

ガイドラインは、新総合事業への転換によって費用の効率化、介護給付費の抑制を図るよう市町村に要求し、市町村は以下のような取り組みにより効率的な事業実施に努めるとして3つのやり方を示しています。

その第1であります、低廉なサービスの利用普及です。新総合事業の介護予防、生活支援サービス事業には既存の介護事業所による専門的なサービスとボランティアなどによる多様なサービスが用意されることになっていますが、新規利用者は基本的に多様なサービスを割り振り、一旦、専門的サービスを割り振った人も一定期間後には多様なサービスに転換していくようガイドライン案は指示をしています。これは安上がりサービスへの流し込みです。

第2に、認定に至らない高齢者の増加、すなわち要介護認定を受けさせないことです。新制度では、高齢者が市町村や地域包括支援センターに介護サービスを申請し、窓口の担当者が要支援相当と判断した場合は、基本チェックリストという質問項目に答えさせただけで新総合事業のサービスを割り振ることが可能となります。医療保険に例えれば、患者に待合室で問診票を書かせるだけで、病院の事務員が医師に診せるまでもないと判断するようなものです。

第3が自立の促進です。新総合事業の適用となった人は、かがめるようになる、1人で買い物に行けるようになるなどの目標、課題を持たされ、行政側から目標達成、状態改善とみなされると単価の低いサービスへの転換やサービスの終了、卒業を行政から求められることになり、今回の改正法に先行して国の予防モデル事業に名乗りを上げた市町村では行政が要支援者を説得して強引に介護サービスを打ち切るなどの事態が相次いでいます。これでは卒業ではなくて強制退学だというふうに思います。

ガイドライン案は、安上がりサービスの流し込み、要介護認定を受けさせない水際作戦、介護サービスからの卒業作戦を示した上で、現行制度のままなら毎年5%~6%

の割合で増えている要支援者への介護給付費を後期高齢者の人口の伸び率である3%~4%に抑え込むように指示をしております。

これまで述べましたように、この法律は多くの高齢者を介護サービスの対象から外し、入院患者の追い出しをさらに強化するなど、公的介護、医療保障を土台から掘り崩す大改悪法と私は考えますが、村としてどのように捉え、どう対応をしていくか、その点についてお聞きします。

○保健福祉課長

まず、通告によりますと、医療介護総合法、その確保法と言ってもいいかもしれませんが、それをどのように捉えて考えているかというご質問というふうな受けとめておりました。それに沿って答弁をさせていただきたいというふうに思います。

制度の中身につきましては、議員、ただいま詳細にご説明いただきましたので、決まっていることにつきましては、ほぼ、そのとおりにかなあというふうに思います。後は、それに対する理解とか評価という点かというふうに思います。

ご質問にありましたいわゆる総合法は、いわゆる整備法でありまして、地域介護施設整備促進法と医療法、それから介護保険法の一括改正法というような位置づけであります。

この法律に限らず、基本的な考え方ではありますが、今回の制度改正における一番のポイントは、2025年問題というのを殊さらに強調している点かなあというふうに思います。この法律に限らず、ありとあらゆるところで、いわゆるこの2025年問題というのが言われるようになってまいりました。これは、ご承知のとおり、団塊の世代が全員、後期高齢者になる年代ということなのですが、このことは既にもう何十年も前からわかっていたことでありまして、なぜ、じゃあ、今、それが殊さらに言われるのかということがポイントなのかなあというふうに思います。この背景には、団塊の世代がこれまで生産年齢にありましたので、いわば社会全体として危機感が乏しいところがあったのではないかなあというふうに思います。2025年で後期高齢者ですから、来年2015年には高齢者ということになります。それまで団塊の世代は税や社会保障の分野で社会の非常に大きな支えであった集団でありますけれども、その集団が、いわゆる負担する側を離れて、言葉は適切でないかもしれませんが、支える側から支えられる側にシフトをしていく時代を迎えてきたと、そして10年後には後期高齢者ということになります。先ほども申しましたように、このことは統計的にはわかっていたことでもありますけれども、ではどうするのかということについて正面切って考えてこなかったといえますか、そのことをいや応なしに考えざるを得なくなったということが今回の制度改正の大きな背景なのかなあというふうに思います。

医療と介護、両方の面からの改正ということでありまして、ただいま医療の面には余り触れておられませんでしたけれども、医療の分野に関しても重要な問題提起がされておりまして、特に社会保障制度改革国民会議では、1人人口当たりの病床数が多くて、人口当たりに病床当たりの職員数が少ないと、単純に言うと医療スタッフが少ないかのような冷態になるわけですが、そのことが、結局、サービスが薄くて入院数が長くなっているというふうに分析をしております。しかしながら、一方で、別の統

計では、医師や看護職は人口比では決して欧米に劣るような数ではなくて、遜色ないといえますか、普通にいるというデータもあります。何が問題かという点、本来あるべきところにはないことが問題だというふうに指摘をしております。それは何かといえますと、高度急性期とか一般急性期と言われるような診療報酬の手厚いところに偏在をしておいて、亜急性期とか長期療養型のベッド、その病床のほうには数が少ないということが一般的に見たスタッフの手薄さということになっているというように結論づけておりました。もちろん、その病院の数だけではなくて、外来診療ですとか在宅の医療があって初めて医療全体が成り立つわけでありまして、国の問題意識としては、こういった、その病床の偏在をばらしていくということも一つの大きな柱になっておりまして、それを診療報酬の改正によって誘導的に行おうということを考えております。また、各医療機関が都道府県知事に対して病床機能報告制度というようなものを導入しまして、目指すべき病床数のあり方のほうにシフトしていくんだということを思っております。だから、こういった誘導的施策の場合は、単純に来年からすべてそれが実現するというわけではありまして、恐らく長い期間がかかると思われまして、それが恐らくこれから10年というスパンなのかなあと思っておりまして、10年後にそこに持っていくために、今、それを始めるのかなあとというふうに思っております。医療機関側が、こういった、その病床の転換というのに、要請に対応できずと、結果的に受け皿不足という事態が懸念をされます。この分野は都道府県の分野となりますので、実は国保制度の改革とも関連をする部分なんですけれども、村としては、できることは非常に少ない分野かなあとというふうに思います。

介護保険に関しましては、議員がお話になられましたように、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行すると、それから、特養の重点化、低所得者の保険料の軽減拡充、所得のある方については利用者負担の引き上げなどがメニューとなりました。

財源としては消費税財源を充てるというようなことになっておりますが、現状、ちょっと、やや不透明というふうになっております。

ただ、これらのことを実現していくための大きなキーワードとして、医療、介護の両面で地域包括ケアシステムってということが言われております。冒頭の中で、いわゆる従来型のサービスのほかにボランティア等というようなお話もありましたが、あらゆる社会資源を投入して、その2025年の問題を乗り切ろうということが今改正の大きなテーマというか、問題認識かなあとというふうに思っておりまして、その点は、村もそのように考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 大変難しい問題だというふうに思うわけですが、なかなか村民の中にも今度の制度改正がほとんど理解がされていないという状態ですので、次ですが、要支援サービスの新総合事業への移行については、市町村の条例で実施をおくらせて2017年3月末まで現行の仕組みを継続をすることが可能だというふうになっております。要支援切りをめぐっては、ことしの8月の時点ではありますが、全国239の地方議会が反対もしくは批判の決議を上げておりまして、自治体当局は、介護事業所、NPO、ボランティア団体などの中からもこのまま実施をしてもいいのかという声が噴

出しております。要支援サービスの新総合事業への2年間の実施延期措置については対応をどう考えておりますか、お聞きします。

○保健福祉課長 お話のとおり、新しい総合事業から医療、介護の連携の推進、それから生活支援サービスの充実、それから認知症施策の推進という部分につきましては、法律上は27年4月からの施行となるわけですが、実施が困難な市町村については、あらかじめ条例を制定して施行日を定める、それは遅くとも平成29年4月まででよいということになっております。それが2年間の猶予でありますけれども、村としては、現在の予防事業を予防給付から移行すべき新しい総合事業の具体像をつくるには、かなり時間がかかると考えております。現在の予防給付の廉価版のようなメニューをつくることももちろん必要な部分でありますけれども、いわゆる支え合い的なメニューも開発をしていかなければならないわけでありまして、そういう考え方、そういう状況を考えますと、現時点では、この2年間という期間をフルに有効に使わせていただいて、特に、いわゆる支え合い的なメニューの部分については、よい着地点を見つけたいというふうに思っております

○5 番 (中塚礼次郎) ただいま課長の答弁にありましたように、非常に難しい問題をこれから一個一個解決していかないと進んでいかないとというふうに思いますので、この2年間の猶予のことを十分に生かしていただきたいと思います。

次にです。今回の改正法が実行される場合、個々の利用者のサービスをどうするのか、直接、判断するのは市町村です。サービスを切り捨てていくのか、高齢者や家族の暮らしと権利を守るのかがすべての市町村で問われてくるわけでありまして、新総合事業がスタートしても要介護認定を受けるのは被保険者の権利であります。自治体がどう守るかということだというふうに私は考えるわけでありまして、この点について考えを聞きます。

○保健福祉課長 これも、ちょっと抽象的なご質問でありまして、具体的にお答えすることが難しいところでありまして、前段の状況の説明をいただいた中で、チェックリストだけでサービスの振り分けをするというか、利用ができる制度になるというお話でございました。これは2つ側面がありまして、ご指摘にありましたように、安易な切り捨てにつながる、運用によってはつながる可能性はもちろんありますが、現場レベルで考えますと、要介護認定という手続を経ないとまな板に載らなかったサービスが、よりの確にというか、スムーズに進めることができるツールにもなり得るわけでありまして、すべては運用次第かなあとというふうに思うところであります。

村としては、特に、こういった小さな村で、日々、住民の皆さんと身近に接している現場の感覚としましては、サービスを抑制するために、要介護認定といえますか、要支援の認定等を渋るというような考えはございません。

サービスを利用していただくことは、もちろん介護の社会化と言われた介護保険の、いわば本旨の部分でもございます。介護、実際にサービスを利用していただくに当たりましては、ご本人、ご家族の要望ももちろん重要なんですけれども、地域でできるだけ自分の力で生活していけるというのは、国がそうしろと言っているからではなく

て、ご本人もそれが一番望ましい姿でもあろうかというふうに思うわけですから、そういった本来の姿に資するような、いわゆるケアマネジメントになるような支援というのを保険者としても努力をしていきたいというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) 要支援者、要介護者が聞いておっただいて大変心強い答弁だというふうに思いますので、どういった姿勢が腹に持たれてこの業務に携わるかという大変重要な問題だというふうに考えております。

次にですけれども、特養の入所検定と介護難民の問題と、その打開策についてありますが、今後、特養老人ホームに入所できる人を、原則、要介護3以上に限定しているわけでありましたが、現在、特養ホームの待機者は52万4,000人、そのうち17万8,000人は要介護の1、2の人たちですが、それらの人は一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも外されるということになります。特養入所要介護3以上に限定したところで、介護難民の深刻な事態は何ら改善されません。特養待機者が増え続ける大もとに低所得で孤立した高齢者の急増があることは、6月の13日の参議院の厚生労働委員会で大臣が認めてもおります。こうした事態の解消に向けた改革として特養の抜本的増設、入院患者の追い出しの中止、在宅・居住系サービスを含めた低所得者の利用料の減免、虐待や孤立など処遇困難を救済する措置福祉の再建などが必要だというふうに考えるわけでありましたが、この問題と打開策について、もしあればお聞きしたい。

○保健福祉課長 全国で52万人、要介護1・2が17万人という数字は、あくまでも全国的な数字でありまして、かなり、都市部と我々のようなところでは事情がかなり異なるのかなあというふうに思います。

また、要介護1・2で特養入所希望と言っておられる、その事情、背景が、いわゆる住む場所の問題というのが大きくあって、介護が必要であるによってというのか、多少支援が必要なんだけれども自宅ではとても生活が困難であるによって行き場がないと、有料老人ホームなどの非常に高価な、高額な負担には耐えられない方々が最後の行き場として特養での申請になっている事例もあるのかなあというふうに思われます。特に都市部では、そういったことが考えられるのかなあというふうに思います。

では、こちらではどうなのかということですが、まず、その前に制度的なおさらいでありますけれども、特養につきましては、新制度においても、要介護1・2であっても、やむを得ない事情があるっていうか、事由がある場合には、保険者である市町村の関与のもとに入所判定の対象とできるというふうにされております。もともと介護保険制度ができましたときに、従来、特養が措置施設であったわけですが、各施設との契約と、各事業者との契約という制度に改まりまして、したがって、特養の入所についても各施設が入所判定委員会を持って行うのが基本的といいますか、制度の設計上の考え方になっております。

しかし、上伊那におきましては、地域内の特養の施設は行政が非常に強い関与をして整備をしてきたという歴史的な経過がありましたので、現在でも行政が入所判定を行っているということになります。そのことは、新制度に、少なくとも次期において

は継続をいたしますので、この部分の法律が改正されたからといって、やむを得ない事情のある要介護1・2の方が特養に入れなくなるということが生じることは、上伊那では少し考えにくい状況かなあというふうに思います。

特別養護老人ホーム、全国的にはかなり不足をしているというふうに言われておりますが、上伊那地域の状況を考えますと、2025年になれば、さらに必要になる可能性はありますけれども、次期、第6期の中では、数的には充足に近づいている状況かなあというふうに考えています。

村でも、一時30人近くいた待機者の方は、現在では、もう1桁になってきておりました。特に上伊那管内では、市については、もう、これ以上、特養は、もう整備はしないと、入所枠の配分もうけないというような方針を示しているということでありまして、この地域に限って、当面は、充足するということと、既に行政が入所に関与しているという状況から、すぐに、そういった入所の限定ということにはつながらないのかなあと考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから、この地域の現状からは当面は心配ないということですが、2015年ごろの状態になったときに、そういった問題が起きてくるということでありまして、今から、こういう点を十分、村民の人たちが理解しているということは非常に大事だというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

次にですが、医療保険の現役並み所得の基準に比べても、介護の負担割合、2割の負担割合は低過ぎというふうに、介護医療にあわせて高額な負担をしているということや扶養家族がいる、施設に入所して食や居住費を支払っているなどの場合、サービスの利用抑制が起こることは明らかであります。補足給付の縮小も、施設利用者の配偶者の生活の破綻だとか負担を苦しめた退所の続発などという点、悲惨な事態を生みかねないんじゃないかというふうに思うわけですが、その点についての対応はいかがですか。

○保健福祉課長 まず、後段の補足給付において資産を勘案せよということでありまして、なかなか把握が難しい部分でありまして、それを、まず、どうしていくのかということ、技術的な面でも課題があります。それを言われている、その水準が果たして妥当なのかということですが、恐らく、介護保険制度、福祉政策全般にそうなんですけれども、まず個人の資産、基本的には、自助と、すべてのベースというか、スタート点にしておりますので、将来に対する不安はそれぞれお持ちかというふうに思いますが、一定の資産があるのであれば、それはご自分のために使っていただきたいと、今の中では、結構、次の世代のためにとかいうことで残される例もあるわけですが、ご自分の財産は、まずご自分のために使って生活をしていっていただくという姿かなあというふうにも思いますので、ある程度の資産っていうのが加味されることはやむを得ないのかなあというふうに思います。

それから、2割負担のラインでありますけれども、年金収入、単身の場合で年金収入280万円がラインと言われておりまして、現状を考えますと、中川の場合は1割弱

くらいの方がそのラインに適用するのかなあというふうに思います。

どのくらい負担が増になるのかというのは試算の仕方によってまちまちかと思えますけれども、次期の計画を立てている段階では、200万円くらい、その部分での負担増かなあというふうな想定をしているところでもあります。

引き上げずに済めば、それに越したことはないわけですが、数字が下がるとはいえ高額介護サービス支援の制度もありますので、一定のご負担はやむを得ないのかなあというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) これだけのサービス切り捨てと利用者負担増をしても65歳以上の介護保険料は今後も上がり続けて、2025年には全国平均で月8,200円になるというのが政府の試算であります。政府は2015年度から低所得者の保険料軽減を行うというふうにしてはありますが、その軽減の対象者も、保険料のうなぎ上りに上がっていくことには変わらないわけであります。

保険料の高揚を抑えながら介護の提供基盤を拡大し、本当に持続可能な制度とするには、小手先の軽減策ではなくて国庫負担を求めていくべきというふうに私は考えるわけですが、その点についてお考えは、お聞きいたします。

○保健福祉課長 国庫負担が増えるに越したことはございませんし、我々としても保険料は可能な限り引き上げずに済ませればというふうに思うところでございますが、絶対的に介護の需要が、2025年、増えていくことは確かでございます。一方では介護現場は人手不足でありまして、現在、既に、処遇といいますか、待遇改善も重要な課題になっているところでございます。そういった中で、消費税かどうかは別としまして、安定的に財源を確保するのは国の責任だというふうに、当然、思いますが、その上で負担をどうするかという考え方です。国が負担するから我々は負担しなくていいというような、単純に、そういうわけにいかないのかなあというのが現在の認識であります。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは、ちょっと最後になりますが、政府は2025年の高齢化のピークに備えて高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの体制を確立するというふうに言っておりますが、総合法は国の社会保障を抑制するために公的制度を縮小する従来の削減路線の復活と強化で、総合法は住民要求に逆行するものであり、地域の介護や医療、福祉の基盤の再建への取り組みも重要だというふうに考えます。

当然、村としても、その点は相当重視した考えで対処していくというふうに思いますが、その点について最後にお聞きします。

○保健福祉課長 ただいま非常に期待を込めたご発言をいただいたところでありますけれども、現状、村としてどこまでできるかというのは、非常に悩ましいといえますか、そういった部分であります。

介護・医療・福祉基盤ということでもありますけれども、医療の分野については、村だけの力ではいかんともしがたい部分も多々ございます。また、介護につきましても、村だけで介護サービスがすべて完結するという事は難しいわけでありまして、ホームヘルプやデイサービスについては何とかなるとしましても、老健、特養については広域的なものに頼らざるを得ないというのが実情であります。そういった中で、今回

の制度改正も出てきているかなあというふうに思うわけでありまして、やはり何が問題なのか、どうすればいいのかということは、お互いに、議会の皆さんも我々も議論を交わし合いながらやっていかなければなりません、大きな流れとしては、やはり、地域の中で自分たちでできることはやっていくという仕組みをどうしてもつくらざるを得ない課題かというふうに思います。これは、認知症の皆さんを見守るという活動もそうですし、昨日、お話をいただいた、その食の問題もしかりだというふうに思います。何とか、そういった形になるような地域包括ケアシステムができればというふうに思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは最後の質問であります、国保制度の広域化について質問をいたします。

安倍自公内閣は、国保制度の広域化法案、これを2017年施行予定の国会提出に向け都道府県等の話し合いを進めてきておりました。現在、進んでいる国・県の協議の内容と広域化の目的について質問をいたします。

○保健福祉課長 議員の皆さんも既に勉強をなさり、情報収集はされていることかと思いますが、改めまして簡単に振り返らせていただきたいというふうに思います。

もともと国保財政の問題につきましては、後ほど触れますが、構造的な課題、いわゆる財政基盤が弱い、一言で言うと、そういうことから広域化ということはさまざまなレベルで話題には上っておったところでございますが、最終、今の動きの直接的な発端となっているのが、昨年8月、社会保障制度改革国民会議が、財政主体を都道府県にするということ、それから、保険料の徴収、保険事業などは市町村のインセンティブを生かすのかというか、求めるんだという、そういった方向性を示しました。その後、いわゆる社会保障制度改革のプログラム法案というものが公布をされまして、来年の通常国会に法案提出をいう流れで進んでいるところであります。具体的には、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議というものが持たれまして、これは国保基盤強化協議会などと呼ばれておりますが、そういうものが行われました。協議会といいますが、具体的には事務方によるワーキンググループの会議ということでありまして、既に何回も開催をされてきました。その中で、テーマとしては、国保の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策、それから国保の運営に関する都道府県と市町村の役割のあり方というものがまとまってきたところでありました。本年8月8日、中間整備という形で物が示されました。こういった事務方のワーキンググループとは別に正式な会議としての政府の社会保障審議会の医療保険部会のほうに報告をされて、正規には、そちらのほうの議論から法案化に向かって進むというふうな動きというふうに理解をしております。

国の動きに呼応する形で、県でも県と市町村によるワーキンググループというものも設置が形の上ではされました。ただ、なかなか会議というものが思うように進んでおらないというふうに認識をしております、5月に1回、その国の状況の勉強をした以降は、国の動きを注視するという事にとどまっているのかなあというふうに思いました。

その中で、現在の到達点ということですが、財政運営については都道府県がすると、市町村は保険料に相当するものを分布金ということで納入をすると、これは都道府県が指定する金額を市町村が責任持って全額納入すると、市町村はその分布金を何らかの方法によって徴収をするということでもあります。ただ、都道府県は市町村に丸投げというわけではなくて、保険料の算出方法とか料率について示していく必要があるねというところまで言われているという段階が現状かというふうに思います。

そもそもの目的であります、この財政的な課題としましては、低所得者の保険の加入者が多いこと、それから、加入年齢が高いので、よって医療費が高いということ、それから、所得に占めるその保険料が重い、所得に比して重いということ、それから、保険料だけで賄えずに一般会計からの法定外繰入が結構あるというのが問題とされております。それが、それを解消するのがとりあえずの目的ということなんですけれども、より大きな方向としては、地域のその医療水準と、それに対する保険料のあり方を同時に考えることができる体制にしたいということなのかなあというふうに思っております。医療水準の問題は、市町村単位では非常に解決が難しい問題でありまして、どうしても都道府県が主体とならざるを得ません。やはり、そういうサービスの提供と、それに対する保険料というのを考えていくためには、やはり都道府県という単位でいろんなことを考える必要があるというふうなのが大きな問題の認識かなあというふうに思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 時間が押しておりますので大急ぎで質問をしたいというふうに思いますが、11月の27日に発表の長野県保険協会がまとめた平成26年度の市町村の国保税税率は、県下77市町村のうち7割の市町村で保険料税率を据え置きとしているわけでありまして、また、平成26年度の市町村国保税の試算結果、所得150万円の夫婦と子どもの3人の世帯で試算をしている内容であります、保険料の最高額は生坂村で33万1,470円、次いで麻績村で32万5,400円、南牧村の32万3,340円と続いて、所得に占めている年間保険料は5町村で2割を超えております。前年度との比較では、16市町村で引き上げがされ、引き下げは6町村でした。中川村は、医療費支援分の試算額では20万3,435円で、順位では44番目、介護分の試算額では4万6,105円で、順位で40番、合計の試算額で24万9,540円、対所得の16.6%ということで、長野県中の順位は42番目というふうになっております。中川村の国保税の所得割、資産割、均等割の同規模の自治体の中ではどんなところの位置を占めているかという点、それからまた、広域化することによって国保税が上がるのではないかという心配があるわけでありまして、その点、このことによって国保の運営が果たして改善されるのかという点、心配があるわけでありまして、その点について短くて結構ですので、お答えをいただきたいと思っております。

○保健福祉課長 大変失礼いたしました。  
料率の問題であります、現在、所得割5.8%、資産割27%、均等割、平等割ともに2万1,000円という数字であります、同規模から見ますと高い水準というふうに認識をしております。にもかかわらず、さほど全体としての保険料の額が上がって

ないということではありますが、1人当たりの分が高いのはそのとおりなんですけれども、所得割、資産割がそれほど伸びていないということだと思われまして。理由は、低所得者が多く、資産が安いということかと思っております。

保険料がどうなるかということですが、これは、全県的にどのような配分がされてくるかということによりますので、予断はできませんけれども、より平準化された方向に動くのかなあという大まかな推測はあります。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは次にですけれども、中川村の国保会計の現状と見直しについてでありますけれども、25年度の会計の実質収支というのが299万3,000円、基金保有は2,513万円、間違いがなければそうだというふうに思うんですが、今後の会計の見直し、それから、国保税の値上げについて見直しはどうか、それから、一般会計の繰り入れの可能性についてはどうか、それから、基金の状況がどういうふうになっているかという点についてお聞きをいたします。

○保健福祉課長 国保の状況につきましては国保運営審議会にもご報告申し上げておりますが、おかげさまで、保険料、まず保険料ですけれども、引き上げずともやって来られておまして、当面、現状維持でいけるのではないかというふうに思っております。特別な流行性等の病気がない限りはいいのかなあというような状況でございます。

それから、まず、基金の状況は、ご質問のとおり2,513万円でございますが、保険給付が3億円という規模から考えますと、脆弱な水準かなあというふうな評価をしているところであります。

それから、一般会計からの繰り入れですが、法定繰入以外の繰り入れはございませんし、今後ともなくてよいのかなあと考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは次にですが、この広域化によりまして、国保の県への一元化がされた場合にですね、基金はどのようなふうに扱われるかということ、もしわかればお聞きします。

○保健福祉課長 わかりませんというのが現状の答えですが、基金を、例えば県的に集約するという話にはならないものと思っておりますので、村で考えることになろうかと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) それから、広域化された場合の現在の特定健診はどのようなふうになるかということ。

○保健福祉課長 特定健診は、法制度上、保険者の役割ということになりますので、実施自体は、仮にこのまま進めば県ということになろうかと思っております。

一方で、保険事業、いわゆる予防事業と呼ばれるものは市町村だというふうに言われております。この間の連携をどうするかというのが、その先の課題だということだと思っております、手段としては、国保連が持っている情報化をICTによって活用して何とかやっていくということが、今、考えられているところであります。

○5 番 (中塚礼次郎) 次にですね、福祉医療費の窓口の無料化に対し、住民からの強い要望もあり、中川の議会としても県に対して意見書を上げております。広域化された場合、この福祉医療費の窓口の無料化という点はどのようなふうなことになっていくかということについて。



○保健福祉課長 ご承知のとおり、保険制度と福祉医療費制度は全く別制度でございますので、広域化イコール、であるによってどうだという単純な話にはならないですが、これまでも県的な対応を求めるというスタンスで村もやってまいりましたので、そういった対応が取りやすくなる環境が整うかなあとは思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長の答弁で、そういった条件が幾らか開けるのかなというふうな答弁でありますので、ぜひ、そういうふうに期待をしたいというふうに思います。

次に、国保財政への国の負担率が減り続ける中で、医療費は増え、それぞれの自治体は安定的な運営に大変苦しんでいるというふうに思います。広域化で国保の構造的な問題点が解決できるというふうには思えません。これ以上、住民に負担を強いたり、これまでのサービスが削減されることのないように、国の進める制度化への対応が求められるわけですが、それらの対応についての考えを最後にお聞きいたします。

○保健福祉課長 まず、国保の構造的な問題が広域化で解決できるのかということですが、広域化の議論の、実は入り口に、これが解決することが前提だというふうに書かれておまして、その額面どおりに読みますと解決できないのならやらないということなのかとも読み取れるわけですが、現在の流れは、もはや、それに、広域化によって解決するのだという方向かなあというふうに思います。

どうしても国保の場合は、退職されてから、あるいは自営業の方が入れられるという制度の宿命上、どうしても、その所得、低所得であったり、年齢構成のアンバランスということがやむを得ない宿命としてあります。それを調整するために前期高齢者の新制度とかさまざまな財政調整措置がとられておりますが、構造的な問題を解決するのは、そういった制度によってしか、恐らく解決は難しいと思われまので、その部分の国の取り組みに期待をするしかないかなあというふうに思います。

ただ、保険料の料率に関しましては、県が仮に、仮に県となって、そこが示した際に、これまで、当然、努力をして下げてきた自治体もあるわけでありまから、異論といたしますか、議論が百出することになるところなんでしょうというふうに思います。その中で、しっかりと揉んでいって着地点を見つけるということになるわけですから、大幅な負担増というのは、恐らく各市町村とも受け入れ、単純には受け入れるという話にはならないと思っておりますので、また、そこでかなり工夫をする場面があるのかなあというふうに思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) この広域化の問題について何点かにわたって質問いたしました。私、質問しました2問の問題も大変大きな問題であって、住民の協力なくしては、なかなか取り組んだり進めていくことができないというふうに思いますし、住民のアイデアや住民のそういった参画によって、このことが前に進むかどうかということが大きくかかってくるというふうに思いますので、そのことを特に提案いたしまして、私も質問を終わらせていただきます。

○議長 これ中で塚礼次郎議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。  
[午前11時57分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番 大原孝芳議員。

○8番 (大原 孝芳) 私は2問の質問をしたいと思っております。

まず最初に農業振興策の具体的な取り組みについてお聞きしたいと思います。

前段、お話ししたいのですが、さきに全協等で中川村の営農センターの集落営農法人の組織化といったような提案をいただきました。その資料を見ますと、荒廃農地等は中川村においては50haあると、そのうちに山林・原野化しているのが20ha、それから、復旧可能が22haある、そんなような報告でございます。また、遊休、そうした荒廃農地の解消については、利用権の設定による農地の流動化の推進、また、遊休農地の活用推進としては大豆、麦、ソバへの誘導、それから再生可能な荒廃地の活用、農業の担い手の確保としては農業担い手育成塾の開設等が記載されておりました。

それからまた、今回、行われました地区懇談会において、それに出された資料によりますと、村民の多くの方が産業振興の中において農業振興についてもっと力を入れてほしいと、非常に今の状態では不満足であると、そういった一つのデータが出されました。

こうした中で、例えば、そういったことに対してどのような具体的な取り組みができるかということについて質問をしたいと思っております。

まず1番としまして、荒廃農地の活用としまして、ここに資料として出されました大豆、麦、ソバへの誘導というふうに書かれています。そうした中で、私は、例えば、現在、ブルーベリー、あるいはサクランボをつくっている方もいらっしゃいますが、もう少し皆さんが取り組みやすいような形で、こういった大豆、麦、ソバといったような品目が出てくると考えられますが、例えば、私が考えますのは、例えば、中川村においては、かつて田島駅周辺においては、あそこは、以前、桑畑でございました。しかし、現在はああした生食のブドウを植えて、今、非常に大きな村の農業の活性化に役立っている地籍がございます。そういったことも含めまして、中川村においても、これ以外の品目の中で、ブドウは育てるには適地ではないかということで、ワイン、特にワインブドウについて、そういった生殖をすることによって、一つの、そういった荒廃地の活用に、それが寄与できないかというような考えがございます。そうした観点から、まず、今、大豆、麦、ソバというように、ある程度、品目を限定しているわけでございますが、そのほかに、私がたまたまワインって言っているんですが、そのほかに何か今の時点ですら、何か違うような品目を推進、推薦していくとかいうことですかね、そういうような考えがあるかお聞きしたいと思います。

○振興課長 今、お話のありました振興作物として大豆、麦、ソバなど土地利用型の作物につきましては、どちらかというところ、その米の生産調整による転作作物として誘導してきておまして、水田については、当面、これらの作物を主体に考えつつ、今後、そのいろいろな需要を考えて、適当な作物があれば、営農センターとしても研究をしてまいりたいと考えております。特に集落営農の法人化の中では、当面、その水田のことや、



今、現状、集落地区営農組合でやっているのは、コンバイン、米を中心とした転作の作物の刈り取り等ですので、そんなところを中心に考えているところです。

畑や果樹園などにつきましては、土地条件や気候、その周囲の環境に合った作物の選定というのが必要であると考えます。現時点で、中川村としてこれというものがない一方で、昨日の質問でもお話があったように、いろいろな物ができるといのも中川村の長所であります。6次産業化等、これからの、その農業振興のやり方を、これから再検討しようという中で、特産品として普及できる作物があれば、あるいは手間のかからない省力作物があれば研究してまいりたいと考えております。

お話のありましたワインブドウにつきましては、現時点で営農センターとして導入していくというような方針は掲げてございませんが、長野県では県の特産品として信州ワインのブランド化と産地化を図るということで、ことし3月に信州ワインバレー構想というものを策定して、振興していく方針が示されております。

また、村内でも新規就農の若い農業者がワインブドウの栽培に取り組もうとしているということもあります。

ワイン用ブドウの栽培につきましては、この伊那谷地域では、まだ取り組みが始まったばかりで、技術や品質も確立されていない部分も多いと考えます。一方、山梨県など主要産地で生産量が減っているという現状もあって、そういった需要も増えているというのも現実であります。一方では、全国各地で新たに栽培、ワインブドウの栽培も進んでいるということで、今後、そういった需要の動向を見ながら、栽培技術の確立、それから収益性等も考えて検討をしていきたいと考えています。

○8 番 (大原 孝芳) 一つのワインブドウの苗を植えていくってということも一つの選択肢であるというようにお話でございます。

今の課長の答弁にありましたように、私もいろいろ調べてみましたが、その県のほうでも、今、言われたように、信州ワインバレー構想っていうのは、去年、提案されて、一番、その早く進んで、今、ちょっと先進地でございますので、私もちょっと行ってきましたが、東御市あたりは、あそこもかつては桑畑で、余り、傾斜地で、それから水田なんかが少ないところですかね、それで、シルクからワインへっていうふうなことで、たまたま、玉村豊男さんっていう、ちょっと有名、著名人がいらっしゃいますので、彼が引っ張って、現在、いろんな動きがあると思うんですが、そういう一つの例も見てきました。

それから、最近、ちょっと私が行ってきたところは、豊丘村でヤマブドウをつくって、それを、ワイナリーはまし野ワインさんにつくっていただいているそうですが、豊丘村でも、あの上の段かと思うんですが、例えばナシとか、リンゴとかやった所をやめまして、そこに棚だけ残ってしまったと、その棚を利用してヤマブドウを、それが、もう既に、まし野ワインさんにつくっていただいて、ワインの瓶として発売、販売していると、そして、それは産学官でありまして、例えば、それはたまたま信大の農学部先生にヤマブドウの品種を選んでいただいて始めたっていうような報告でございました。

そして、皆さんはご存じでしょうけど、宮田村においては、もう早くからヤマブドウに携わり、また、ワインを飲もうっていうような条例までつくって、一生懸命、村挙げてやっているっていうのが現状でございます。

そして、これから何をつくっていくかっていうことの中に、私は、ぜひ、ワインの、そのブドウを植えていくっていうことは、その単なるワインブーム、一時期、ワインブームっていうのが、私も何年か前に経験したことがございますが、皆さんも記憶にあると思うんですが、そういった一過性の問題ではなくて、今、ワインって、どういうふうに、皆さんもたまに飲むかと思うんですが、どういうふうに捉えているかといいますと、今までは、そのヨーロッパのワインとかですね、それから、ちょっと廉価ですけど中南米のチリとかアルゼンチンのワインなんかもどんどん入ってきているんですが、やっぱり長野県のワイン、また、山梨も有名なんですが、非常に味もよくなってきたし、技術も上がってまして、非常に、ヨーロッパに負けないようなワインができる、それから、県のほうでも、呼称制度っていうかね、特産、信州の一つのブランド化としていこうっていう動きの中で、そういったブームで終わるワインではなくて、やっぱり文化として、長野ワイン、信州ワインというものを位置づけていきたいっていう、そういう考えでございまして、それから、そのワインバレーの中にも天竜川という一帯を位置づけて、そこに今は宮田と松川のまし野さんや、それから豊丘も今回入ったと、そういう位置づけでありますので、ぜひ、私も、天竜川のバレー構想の中に中川村もひとつ位置づけていただくと、一つの話題性もありますし、また、いろんな集客能力もあるんじゃないかというふうに考えます。

ちょっと関連がありますので2番目の質問に入りたいと思います。

ちょっと、これ、ワインだけについて言っているわけではないんですが、きのうの質問、また、きょうの質問の中にも、定住促進、それから村にいろんな若い方が入ってきていただいたりして、その中で、どんななりわいを持って、この地に末永く住んでいただくかっていうことがいろいろ定義されていたと思います。そうした中で、企業誘致で、サラリーマンやって、田舎へ来て勤めて、そこで田舎の自然を満喫していただくっていう方法もありますし、また、脱サラされた方で、長野県、あるいは中川村で農業とか、そういった新規参入していきたいと、いろんな考えの方がいらっしゃるかと思いますが、農業について限定しますと、なかなか、来られた方が、例えば、無農薬、あるいは、その、何ていうんですかね、いろんな勉強をしてきて、素人なんですけどオーガニック的な物をつくって食べたいとか、それを販売したいとかいった思いの方も少なからずいらっしゃると思います。しかし、そういう人たちが現実にぶつかる壁としまして、技術不足、あるいは農地の借り方とか、それから住む問題とか、いろいろあるんですが、特に、漠然として農業をやりたい、それから、先ほどのある議員が言っていたんですが、せつかくある木を、例えば果樹の木を切られちゃう前に、ある方に伝承していこうっていうような話もあるんですが、なかなか技術的には難しいことかと思えます。そういう中で、例えば、村長の公約の中で、今回、ちょっと予算が減額になって、新しくそういった施設をつくるっていう話は、既存を使いたい

ていうようなお話で、きのう提案がありました、そういった村長の公約の中でもうかがわれると思うんですが、そういう人たちに、どういう農業、あるいはどういう経営をすることによって、この村に住み続けられるかと、そういったことを提案するっていうんですかね、彼らの田舎へ行きたいっていう思いは非常に理想なんです、いざ来てみますと、非常に、この村で農業で生計立てていくっていうことの難しさを多分実感すると思います。かといって、全く同じようなサラリーマンをしてここで住む意味を、意義がどんなところにあるかっていう話にもなってしまいますので、その村長の公約である、その就農者の研修所も含めてですね、そういった人たちに、その何か教育——教育っていうんですかね、今、制度としてある農家へ研修をすればですね、3年間とか、お金いただいて研修を受けられるっていう制度もあるやに聞いていますが、そういったことを含めて、そのせつかく田舎へ来てくれた若者たちに、あるいは後継者でも結構なんです、そういうレクチャーっていうんですかね、そういうことを教えていくとかですね、教育していく場面っていうのが非常に私は大事だと思うんですが、そこら辺は、今、どんなように村では考えていらっしゃるでしょうか。

○振興課長 今、お話がありましたように、農業者、新規就農者であったり、その農業後継者であったり、そういった方を育成して、うまく、こう、農業をやっていくような、そういった指導は必要と考えています。

現行では、県の、その里親制度ですとか、JAさんがやっている農業インターン制度というようなものもございまして、こういったものを活用して就農されている方もいらっしゃいます。

あわせて、今、お話がありました、その研修型の施設は、建設は見送るとして、新規の就農者を、村独自の、その支援制度を設けて受け入れていこうということを、その制度内容について、今、検討をしているところであります。

就農される方がどのような経営を目指していくかっていうのは本人次第でありますけれど、村や普及センター、JAなど、そういった指導ですとかフォローが必要と考えております。これらの研修制度では、単に農業の、その技術的な研修だけではなくて、農業改良普及センターなどがかわって、その研修中の方にも、その定期的な研修会ですとか、そういった経営指導等も行っているところです。

村が考えております研修っていうか、新規就農者の受け入れ制度につきましては、漠然と、その何か農業をやりたいという方よりも、目的を持って来られる方を受け入れていきたいと考えています。村としては、今、一番、中川村の主要品目である果樹が、先ほどお話があったように、後継者がいなくて、どんどん、こう、伐採をしたり、できなくなっているという現状の中で、果樹だとか野菜だとか、そういう品目を絞って、そういう受け入れを考えていきたいと思っておりますし、そういった部分で経営指導をして——経営指導といいますか、果樹なら果樹の農家さんに入って実際の研修をしていただいたり、そういったことをしていくというふうに考えています。

先ほどお話があったように、えてして、その田舎暮らしですとか農業に憧れて来るという方もおりますけれども、あるところに我々も、いろいろ、ちょっと視察にも行っ

てきました。先進的に、その村独自で、そういった受け入れ制度をやっているところですけど、やはり、そういった受け入れをする段階でも、その人材、ちゃんとした、その考えを持っているか、自立して経営していける力があるかとか、そういったところを見極めていく必要があるというお話もされておりました。逆に、そういった方々については、自分たちの経験や技術も生かしながら、新しい発想やアイデアを生かした農業であるとか、しっかり経営分析をして、もうかる農業、生計としてやっしていける農業を考えて実行しているというお話も聞いてまいりました。

また、就農するには、既に農業の地盤を持っている農家の後継ぎの場合にはいいですが、新たに農業を始めるには、先ほどお話があったように、農地の確保ですとか、機械や設備の初期投資も必要になってまいります。ある程度の収入を上げるには年数もかかるというのも事実です。研修後にスムーズに就農できるような支援や仕組みも必要と考えています。経済的な支援としては、今、国の青年就農給付金の制度等もありますが、こうした制度を活用しながら、リタイヤする農家から、うまく、こう、農地や、あるいは農業機械が、そういった方々に引き継げるような仕組みができればいいと考えております。

○8 番 (大原 孝芳) 今のお答えで、そういういろんな助成制度があったりして、ある程度、目的を持った農業者に、ある程度、には適していると、そういうことかと思いません。

そして、私、ちょっとワインのことばかりで恐縮なんです、例えば、東御市の場合については、そこもそうなんです、きちんと、玉村豊男さんがいらっしゃるもんですから、いろんな方が、そこをいつも訪れています。都会から。そして、その若い人たちがあそこへ来て、ワイン、つまりワイナリーをつくりたいと、それから、自分でつくったブドウでワインをつくりたいと、そういった、きちんと目的を持った方がいらっしゃいまして、そうした方々が、どんどん増えていると、それで、多分、一番、今、動きがいい、東御市が一番動きがいいと思いますが、そこに限らず、青木村とか、いろんな、どっちかっていうと東信ですかね、そちらが、今、非常に活発に動いています。つまり、何を言いたいかっていいますと、つまり、もし、そういうきちんと農業をやりたいっていう方がいらっしゃればですね、必ずしや、中川村においても、そういう強い意志の方がいらっしゃれば、そこに定着すると、私はそういうふう考えるわけです。ですから、漠然と来られた方にとっては非常に住みづらい田舎でもですね、きちんと意識を持った方が来ていただければ、今みたいな制度を使ったり、また、これだけたくさんの22haの荒廃農地っていうんですかね、22haの荒廃農地が、まだ、あると、中川村には、ですから、ワインブドウでもいいし、何でもつくればつくればくれるっていう場所に、そういう面では恵まれているんですかね、中川村は、だから、逆に、その本当にやる気のある衆たちにとっては、中川村っていうのは、非常に、そういった面では、土地をですね、出しやすいっていうかですね、そういう、逆に考えるとそういうことかと思うんですよね、だから、魅力がある土地というふうには、そういう人たちにとってみればですね、だから、そういった意味で、私は、例え

ば、ひとつ行政が、例えば、そういった一つの、何でもできるっていう土地なんです、一つの品目に特化してやることによって、それにつられていろんな方が入ってくると、そういうような、逆に考えていけばですね、そういうこともできると、その、私は、成功例が東御市であったりするんじゃないかという考えがあります。

また、塩尻なんかは古くからワインをつくっているわけですが、当然、若い人たちもですね、育っています。そして、なぜそういうことができるかっていいますと、アカデミーっていうか、そういう学校がいっぱいあるわけですね、教えられる、有償でしょうけど、県においても、ワイン生産アカデミーを開校したとかですね、それから、塩尻にも塩尻ワイン大学、大学っていえば、山梨大学には、当然、ワインの技術を教えているところがある、そういったように、ちゃんと育てる土壌があり、あるんですね、そして、今、東御市では、玉村さんが、今、学校を、今、つくっています。今現在、建設中ですが、そういったように、ある程度、そういった方を育てるべく、いろんな仕組みができていっているわけなんですね、ですので、今、私はワインのことばかり言っているんですが、ワインブドウのことばかり言っているんですが、どういうことに関してですね、品目に対しても、何か、そういう、JA、今までもJAあるいは営農センターのいろいろの指導の中でいろいろやってきてはいるんですがね、なかなか、その一大ムーブメントには、ある程度、行きついてしまっていて、それからずっと、どんどん右肩上がりで行くっていうふうにはならなかったわけですね、ですので、いろいろ品目を選定するに当たっても、そういった仕組みづくりも考えていただきながらですね、そして、当然、そういった先進地がございまして、そういったところを見ていただいたりして進めていくことがですね、非常に近道というかな、一つの具体的に進められる方策じゃないかと思います。

それで、ちょっと次に進みますが、それで、私は、そのワインブドウについての作付が可能であればワイン特区の申請は考えられないかということなんです、これは、ワイン特区っていうのは、昔、よくどぶろく特区とかですね、その酒税法にかかわる部門で、一つの、その規制緩和だと思ったんですが、そういうことで、今、ワイン特区というのがあるというふうになりました。それで、現在、その特区で長野県に入っていますのが、東御市が入っています。それから、美しい村連合と一緒にやっている高山村、それから山形村、坂城町、塩尻市といった、現在、この5市町村がワイン特区を取っているそうです。それで、そのメリットというのは、大きな、どぶろく特区もそうなんでしょうけど、やっぱり、大きな、その酒造設備がないとできない、本来は醸造する免許が取れないそうですが、ワイン特区を取ることによって、小っちゃなワイナリーができると、っていうことは、個人の1人、さっき言ったように、若者が入ってきて、自分の小っちゃな、2,000ℓとか言っていましたかね、2,000ℓか、ちょっと定かじゃないんですが、そういった小さいワイナリーをつくれると、そういうことによって、皆さんが自分たちの、私のワインっていうんですかね、つまりオリジナルワインを、自己のブランドワインをつくれて、それを、例えば、それだけではなかなか生計が立たないので、自分をいろいろ、事業をやっていく中で、私のつくったお酒

としてですね、お客さんに販売することによって、また、ほかの物に対しても付加価値が上がってくると、そういったようなことを、今、始めています。したがって、私は、ワイン特区っていうのは、すぐ、例えば、何もまだ作付もする前にできることじゃないんですが、一つの考え方の中にですね、そういったことも含めて、例えば、ワイン用のブドウの木を植えていくと、これからつくっていきたいっていうときにはですね、そこまで先を見てですね、やっていくっていうことも必要じゃないかと思います。したがって、先進地はですね、長野県にいっぱいありますので、それから、私もちょっと心配したのは、中川村で本当に、果たしてそういった物ができるかっていったときにですね、県へ行っても聞いてみましたが、そこら辺は問題ないんじゃないかって言われました。ただ、変に湿気地だとかですね、そういった所は、ちょっと不向きであるが、気候上、特段問題などというふうなお話も聞いています。したがって、やる気というかな、誰かがどっかで、その手を挙げれば、個人的にはね、できるでしょうけど、一つの行政のですね、アイテムとして持っていていただいて、その中で、ときどきですね、そういう人と可能性も探っていただくと、そういうことによって、中川村でもですね、そういったことの取り組み、あるいは考え方を持っているということもですね、村の一つの、何ていうんですかね、これから、定住促進、あるいは農業振興に対してですね、一つの糧になるんじゃないかと、そんなふうに考えますが、まず、そのワイン特区っていうものをですね、唐突な質問ではございますが、そんなものはどのようにお考えでしょうか。

○振興課長

ワインブドウの栽培を含めて、先ほど申し上げたように、今、現時点では、村の営農センターとしての、その振興方策方針として掲げてございません。一つのご提案でありますし、先ほど言いましたように、ワインの生産といいますか、醸造も含めて、ワインブドウの生産、特に遊休農地への活用ということでございますが、先ほど言ったような課題も含めて、一つのご提案として、一つの作目として検討してまいりたいとは思っております。

特に、今、お話のありましたワイン特区につきましては、今、それぞれ地域のお話もあったんですが、ちなみに、ワイン、年間最低基準量、年間6ℓ、酒税法で必要なのが、2ℓ、あるいはリキュールの場合は1ℓが特区を取れば醸造可能ということがあります。

ワイン特区を申請するということは、村内にワイナリー、醸造所をつくるということではありますが、先ほど言いましたように、村として、そういう、まだ、現時点ではブドウの産地、ブドウ、食用のブドウは、今、つくられておりますけれども、そういったワインブドウを進めていこうということが方針としては決まっております。今後の研究材料だと思っております。今、お話のありましたように、民間の事業者さんとか農業者がそういったことに取り組みたいという話があれば、また検討したいと思いますが、ワイナリーを独自につくるということは、それなりの投資も必要ですし、また、その製造の技術が必要になると思います。いろいろな、その、今、学ぶ場もあるということですが、その辺もよく考えて取り組む必要があるのかなあということもあ

ります。それから、いろいろなところでワインがつくられていくようになって、より、やはり品質の高いものが求められてくると思います。つくっても売れない、採算が合わんということではいけませんので、そんなところも十分に考えてやっていく必要があるのかなと思います。

豊丘なり、その宮田も、地元にも、そういうワイナリーがあったり、豊丘も、その近くにワイナリーでワインをつくっているということもありますので、村の場合でも、当面、そういった近くの醸造所でオリジナルのワインをつくってもらってということも可能かなと思います。

いずれにしても、一つのご提案としていただいて、そういった村の関係のところとも検討をして——検討といいますか、考えていく一つの材料とさせていただきたいと思います。

ちなみに、遊休農地 22ha が全部が活用できるわけでもございませんし、恐らく、この多くは、やばり、その条件の悪い所であったり、田んぼなんか、現実に、その転作の対応ができなくて遊休化しているという所も多いかと思っておりますので、土地条件等も考えていく必要もあるのかなと思います。

○8 番 (大原 孝芳) 今、振興課長のほうからご回答をいただきましたが、村長も外国に行ったりして、非常にワインには精通しているかと思うんですが、何か、そういった政策面はですね、今、課長の言ったことで終わると思うんですが、その夢みたいな話か、非常に現実的、どういうふうにとられるかわからないんですが、そういったことって、私は、もう、先進地としてですね、現実、やっている方がいっぱいいらっしゃるんですね、ですので、中川村でそんな夢みたいな話をするなっていう話か、ちょっとおもしろいんじゃないのとか、そこら辺の感想でも結構なんですが、村長、どんな考えをお持ちでしょうか。

○村 長 私は、ワインの権威というよりも、ペットボトルとか紙パックの焼酎の愛飲者じゃないかと思いますが、それはさておき、ワインっていうのは、何かいろいろ村うちにも非常に海外のワイン事情とか詳しい方がいらっちゃって、いろいろお話をよく聞くんですけども、大変、こう、日本で言うところとどぶろくに近いような、村の中で自分たちで自家用の物をつくったりというふうな、そういうところからきていて、ヨーロッパでも、そういうのを生かして、なるべく自然に近い形でつくってきたナチュラルワインというふうなことも行われていると聞いています。つまり、ウイスキー、蒸留酒のような大きな施設はそんなに必要なくて、結構、かめの中で仕込んだりみたいなことに近いような状況で行われている部分も、まだまだあったりもするというようなことで、だから、比較的、日本酒以上に手は出しやすいものかなというふうには聞いているところでございます。

いろいろ、そのジビエですとか、そういうものにも、ゆくゆくは、農業とかレストランとか宿泊とか、そういうことにも、それを集客において広げていくこともできやすい部分はあるかもしれないし、また、結構、その辺、そういう、そっちのほうの考えを持っている人のネットワークというの、おっしゃった高山村だとか、山梨とか

名古屋とか、あっちこっちでそういうつながりもあるようですので、その辺のところ、こう、だんだんと具体化してきたところで、そういうものが花開いて、いろんな形で現実化してきたら、中川村の魅力にもまた厚みが増してくるのかなというふうなところは感じておまして、期待はしているところでございます。

○8 番 (大原 孝芳) 今の話は、ぜひ、また、いろんな場面ですね、皆さんたちも、いろんなところでいろんな視察、あるいは話が出たときにですね、ぜひ、また、そこら辺もですね、改めて視察じゃなくてもですね、非常に、ちょっと、いろんな場面、そういった情報も出ますので、ぜひ、また、中川村の、村長も言われましたように、何かそういう機会があればですね、ぜひ、考えていっていただくようなね、そういうレベルで結構ですので、ぜひ、中川村で可能かどうかということですね、ぜひ、また、皆さんのレベルで話していただきたいと、話題にさせていただきたいと、そんなことを考えまして、次の質問に移りたいと思います。

県が進める信州F・POWERプロジェクト（森林バイオマス発電）と村の林業活性化との関連について質問したいと思います。

長野県では信州F・POWERプロジェクトを発表しました。

これは、県と、それから塩尻市、民間の征矢野建材、あと産官学ですが、学のほうは東大と信大のほうと一緒に入っていると、そういった大型プロジェクトでございます。

このプロジェクトの本旨は、目的は、豊富な森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで林業を産業として復活させるための新たなシステムの構築と、それから、再生可能エネルギーの普及の向け木質バイオマスによる発電や発電施設から発生する熱を農業施設等に効果的に利用することにより化石燃料に依存しない環境負荷の少ない循環型地域社会の形成を目指す、こんなふううたわれています。

それで、信州F・POWERって、名前なんですが、資料を見ますと、Fのフォレスト、フューチャー、ファクトリーといった森であったり、また未来、そして最先端の工場といった、そのFを取ってF・POWERプロジェクトというふうにつけたそうでございます。

それで、私が一番に質問することなんですが、その村内で材木、これと関連するんですが、村内で材木が現況で商品として使用可能な量がどのくらいあるか把握しているかということなんですが、本来、森林というのは、私たちが小さいころは学校のストーブのたきつけに、石炭をたいていましたので、たきつけで山へ入って芝をかいいたり、それから、それを、子どもたちがですね、たきつけ用としてつくるものですから、私たちもしょっちゅう山へ行行って、こう、枝を折ったりですね、そんなことをしました。それから、山はどういうふうにして木を売ってきたかといいますと、当時、馬喰さんって言ったですかね？一山を競りで落としちゃってですね、一山を幾らで買くと、その方が、全部、山の木を、どんな、いろんな人工林もありますし、いろんな気があるんですが、その一山を幾らで山の主さんが売って——売ってっていうか、その山、一山を、それで、それが馬で引いたりして、ですから、そういう意味の循環、山の循

環が一つの産業として成り立っていたと思います。

そうした中で、現在、長野県には、今後10年で8割が利用可能な林齢を迎えていると、利用可能な、つまり、もう切ってもいいよと、切るに適している山が8割あると、10年後に、そういったことが発表されています。

そうした中で、中川村の山を私たちが、私も意識、山に対して意識が出てから、大分、こう、たっているんですが、なかなか、例えば山を切ったとかですね、それから植林したとか、私たちが議会の村の事業で陣馬形へ行ってやるとか、そういったレベルじゃなくてですね、例えば、どなたかが木をたくさん切って、一山、飯沼のところに、ちょっと山が裸になった時点が1回ありましたが、なかなか、そういうふうにも、当然、いろいろ整理がされているんですが、民間の山で、なかなか、そういったところを、こう、目で見て——目で見て、ああ、何かやっているなと思ったことが、ちょっとないですね、最近、というのは、ほとんど山に手が入っていないと、つまり、山の材木が何も動いていないと、そういったふうに、村内、私の見た目では、そんなふう

に映ります。

そうした中で、Fプロジェクト、F・POWERプロジェクトというのは森林バイオマス発電ですから、木を燃して、そのエネルギーで水蒸気でタービンを回して発電すると、そして、また、その出る熱をですね、塩尻市の近郊しか、ちょっと使えませんが、その熱を使って再利用すると、そういったプロジェクトなんですけど、私も、ちょっと、これ、勉強、県のほうへ行っていろいろ話聞いてきたんですが、ただ、燃すために木を切っていただけでは、それは、もう、全然、そのコストが合わない、つまり、発電をするために木を切ってきて燃すっていうことは全くナンセンスな話だということなんです、要は、その山から木を出すことにお金がかかってしまう、また、塩尻、多分、中川村から木を運んで、塩尻まで持って行くっていうコストのほうが高くて、発電を売電するよりも高くなってしまっていると、そういうことでございます。

したがって、私は、中川村の、例えば、木を、もう切るに適している太さ、あるいはそういった木があるときにですね、そのときに売って、それをお金に変えて、それで、そのときの端材っていうんですかね、余材を燃焼して電気に変えていくと、そういうシステムでないとできないと——できないというか、その経済として成り立たないと、そういう説明でございまして、例えば、中川村の今の森林、例えば人工林でも、マキの木とかですね、それから、何ですか、キノコの原木になったり、それからナラとか、ブナなんかはなかなかないんでしょうけど、ナラでもカヌーに使われたりですね、そういった意味で、活用できる木っていうものはですね、中川村にどのくらいあるかっていうことを、私は知っていきやいけないと思うんです。つまり、売るっていうことをですね、しなきゃいけないと思うんですけど、現在、そういう観点から、例えば、中川村で、そういった活用材っていうんですか、そういったものがどのくらいあるかっていうことは把握をされていらっしゃるでしょうか。

○振興課長

中川村に限らずでありますけど、県の森林整備計画というのがありまして、その中で、皆さんもご承知かと思うんですが、ここで言うと森林台帳、森林簿というのがある、

そこに、この山は、いつ、どういう樹種を植えたか、今、どういう状態、何年たつて、どのくらいの材積量があるという数字を、そういった台帳で把握しています。その積み上げとして村では数字を把握しておりますし、県、あるいは、その伊那谷、広域的な、その森林整備の計画も、その資料に基づいて、もう何年、もう切る時期が来ているから切りましょうとか、間伐をするべき林齢が来ているから間伐をしましょうというようなことで進めております。

そういった中で、ちなみに、村内の民有林の木材の潜在量として、国有林とかは除きますが、例えば、一応、標準伐期、標準的に、もう切る、切ってもいい時期ですよというのが、アカマツ、カラマツですと40年、ヒノキですと45年というようなことですが、アカマツ林が1,272ha、材積量として28万m<sup>3</sup>、カラマツ、ヒノキが1,480ha、材積量18万m<sup>3</sup>というような数字でございます。

そのF・POWERプロジェクトとの、どの程度、そういったところに供給できるかということではありますが、F・POWERプロジェクトにつきましては、基本的に、それで新設される工場、塩尻市内に新設をされるわけですが、製材加工が来年度、27年度から、それから発電施設については28年度を予定していると聞いております。主に建築用の床材、板材の製造ということで、主に、その原木として年間10万m<sup>3</sup>、樹種としては、やっぱりアカマツが、一応、中心、6割、あとはカラマツ、ヒノキなどの針葉樹と広葉樹ということで聞いています。

今、お話がありましたように、中川村からですと、一応、その想定しているのが、そこへ搬入して買い取りということでありまして、主に50km圏内からの供給を想定しているということ、上伊那地域としては、その範囲になるんですが、50km圏内といえますと、おおむね駒ヶ根市内から以北くらいのものであります。

また、価格も、市場価格との比較ということもあって、森林組合でも、これだけ受け入れ、出してほしいという数字はもっているんですが、実際には、やっぱり山主さんとしては少しでも高く売れたほうがいいということもありますので、その辺の調整が必要ですし、アカマツに関しては、結構、その曲りが少ないものであるとか、こういう規格でという、細かい、そういったこともあるようです。ということで、そんな条件に合うものが中川村からどのくらい供給できるかっていうのは、まだ流動的であります。

数字の把握については、そういった形でございます。

○8 番

(大原 孝芳) 私も、県の方とお聞きした中では、今までは、どっちかっていうと、欲しい方、それから売りたい方っていうのがですね、例えば森林の場合は、例えば、地主さんが自分の山にどのくらいの木があるかっていうことまで、なかなかね、わかっていないと思うんです。ですので、例えば、私が話したときには、ある程度、今、言ったように、管理されている方がですね、お宅の山は、ぼつぼつね、もう、そういうようなものがあるんですよとかですね、そういったこともしてあげないと、なかなかですね、動かないと、それから、あと、今度は、今回、そういう県の財産が入っているんですから、裏には大建工業っていう大きな建材屋さんがついていますね、裏に

ね、ですので、今まで以上に、例えば、これが動き出すと、やっぱり、ある程度、木がないとですね、発電できないもんですから、動きが出てくると思うんですね、したがって、駒ヶ根までが50km圏内で、私は中川村もOKですよって県の方から言われたんですが、そういったことで、何か一つのね、契機には、私はなると思うんです。したがって、例えば、ここにも山をお持ちの方がいらっしゃると思うんですね、自分の山にどのくらいの木があって、伐期としていつがいいのかなんていうことは、なかなか把握していないと思うんです。したがって、私は、こういった県の大型プロジェクトが始まる時にですね、やっぱり一つの動機づけにはなると思うんです。したがって、私の山の木が、例えばアカマツなんか、いっぱい、そこ、植えたかどうか知らないけど、いっぱい生えていますね、私のところもね、ですので、それは、もう、本当に大きくなってしまっていて、それは、やっぱり見ないとわからないわけです。したがって、ぜひ、こういった県のプロジェクトに、一つの情報をいただきながら、ぜひ、中川村でも、そういったことを村民に、特に地主さんに、こういうことが可能だよとかですね、例えば、切って、それを、それを切って大もうけはできないでしょうけど、じゃあ、次の代のために植林をする原資としましょうとかですね、そういった形の中で、山を、再度、次の代にプレゼントしていくと、そういうことができるんじゃないかなというふうに私は考えました。したがって、村のほうではですね、林務部、あるいは森林組合とタイアップして、いろんな考え方があるんでしょうが、村民から見て、例えば私の山をね、例えば、直接、見ていただいて、これは、この木はね、もう出せるよというふうに、もし、村民1人、要望があればですね、言ってあげて、じゃあ、売ってもいいよと、そのかわり幾らぐらいになるかとかですね、やって、それじゃあ、切った後に、また違う、樹種変換しようとか、そんなような気持ちになったりですね、そういうような、その具体的な、私も今まで、ちょっと過去に、皆さんたちがどういう林業行政をやってきたってことは把握していないんですが、このF・POWERプロジェクトを契機に、何かちょっと変わった村の動きっていうか、そういった具体的な動きっていうことはできないでしょうか。

○振興課長

F・POWERプロジェクトにつきましては、先ほど冒頭で大原議員がおっしゃられたように、県産材の活用と、その森林整備の促進、県の林業の活性化といえますか、そういった点では、非常に、一大プロジェクトとして、その起爆剤になる可能性はあると思っておりますし、この地域の木材が、そういった形でうまく提供ができるのであれば、今後、積極的にPRしながら取り組んでいきたいと思っております。今現在でも、その山主さんがどの程度、その把握しているか、本来、自分の山ですので、そういったところはちゃんと考えていただきたいと思っておりますし、特に森林整備という点では、その間伐であったり、また、その森林組合のほうでも、団地として、こう、今、団地で、ある程度の面積でないと、そういった森林整備の補助制度も使えませんので、この辺一帯が、そういう森林整備したらどうでしょうということ、地元にも投げかけたり、村としても、そういった相談に乗って進めていっているということでもあります。

F・POWERプロジェクトに、先ほど言いましたように、その価格的なこととか、山主さんにメリットがないと、なかなかそこに積極的にいかない部分があるかと思うんですが、国、あるいは県でも、今まで価格が低いので、山も切らないし、植えかえもしないという状況で、大分、その木も古くなっているのも現状です。そんな中で、順次、一気に伐採するのではなくて、計画的に若返りを図るということも、今、進め、これから進めようとしてあります。そんな中で、伐採された木がうまく供給できるような仕組みができればいいのではないかと考えています。

それから、そのバイオマスエネルギーとしての活用という点では、上伊那地域では、その森林組合にペレット工場があったりですとか、先日、上伊那の木質バイオマスの推進協議会というような組織も立ち上がって、地域内での、その未利用材のエネルギー活用も進めようというような取り組みも、動きもありますし、村内でも、さきの9月の定例議会でもちょっと触れましたが、わざわざ村の木を、そのエネルギー、用材として売っていく部分は、当然、外へ出していないとですが、エネルギーとして活用するのであれば、わざわざ持ち出して加工してやるよりも、村の中で使えることを考えていける部分があれば考えたいということで、関係の方と、それは研究を始める段階であります。そんなことも考えています。ということで、ちょっといろいろな分野で、うまく、こう、供給できて、それが還元できて、山が森林整備が進んでいくということができれば一番いいんじゃないかなと思っています。

○8 番

(大原 孝芳) 今、言われたこと、ちょっと、今、大事だと思ったんですが、村で、例えば森林バイオマスがエネルギーとして循環できればですね、村長も、この前、言われていましたけど、バイオマスで、何ですかね、農業をやっている方のハウスですかね、今でボイラー、重油ボイラーでやっている方が、そういったところにいけば、村の、もし、木を使って、その熱を出して生産できれば、非常に、これこそ地産地消のエネルギーのですね、そういったことになろうと思っておりますので、私も、課長が言われたようにね、そんなに遠くまで持っていく必要な何もないと思うんですね、ただ、私も、森林っていうのは、用材として使った、その余りをですね、発電に回すと、それで、皆さんも読んだかもしれませんが、里山資本主義っていう本がベストセラーになったんですが、そこにも書いてあるんですが、やっぱり、マネー資本主義から里山資本主義って、対峙、こういうふうに比較しているんですが、里山っていうのは、非常に、もう、お金に変えられないような、あらゆる、その、何ていうんですかね、補完、マネー資本主義を補完できるものを含めているって書いて、最後のむすびに書いてあるんですが、まさに、例えば、地震が起きて、電気が、もし、切れたり、白馬村でしたっけ、そうじゃない、徳島県で、今、雪で、停電しちゃったら、もう、今、孤立しているとか言っていましたけど、そのときにまきがあったり、あるいは、何ですか、食料も蓄えていけば、十分、そこで火が、災害のときにですね、十分活用できると、オール電化っていうのは、まさに、そのときには、もう、アウトでございますので、私は、里山っていうのが、単なる私たちの子どもの遊び場所だったんですが、今のこういった経済の中においては、非常に価値があるっていうことを里山資本主義の



本では一つの提案をしているかと思えます。そして、ぜひ、その中川村っていうのは、まさに、この里山でこれから生きていこうと思えば、非常に大きな財産を持っているということでございますので、小さい人口であります、また、山間地であります、そんなに中川村っていうのは捨てたもんじゃないと、そんな思いをして、あの本を読みました。ぜひ、また、森林というのは、非常にスパンが長いので、私たちの生きるだけで、生きていくだけで完結できるもんじゃないので、ぜひ、将来の子どもたちのためにどういう山を残せるかっていうのも今の私たちの課題じゃないかと考えています。

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、1番 高橋昭夫議員。

○1番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしました地区懇談会(行政)の成果と今後の対応についてということをお聞きをしたいと思いますが、今回の質問の中に、この地区懇談会に触れた質問がありましたし、また、先ほどもお話がありました、全協において通告をした後にアンケート調査の結果といたしますか、そういう説明がありました。多少、質問の関係で意には沿わないのかもしれませんが、私を感じたものについて質問をさせていただきたいと思えます。

過日といえますか、第5期総合計画の後期、その策定をという狙いで村内27カ所で開かれた地区懇談会、行われました。

村長は、この27カ所、全地域に、主催者としてですね、出席をされて、いろいろ声をお聞きし、有益であったと、こう思います。

それから、あれですね、アンケートにつきましては、全戸配布をされていると、こういうことありますので、そんな意味からも、そのものを含めた質問をしたいと思うんですが、初めに村長の主催者としての感想ですね、所感をお聞きしたいと思います。

○村長 27地区の、いろいろ、すべて回って感じたところというふうなことでございました。

やっぱり、地区によって、いろいろ話題となったことも、そのときそのときの最初の質問がどうで、それにどうでということもあった、流れもあったと思えますけれども、話題になったこともいろいろだったし、出席が本当にたくさん来てくださったところもあったし、そんなに多くなかったところもあったと、それは曜日がどうだとか、長期間にわたりましたので、いろんなほかの条件があって、その地区のことというよりも、ほかの条件によるものかもしれませんが、そういうふうなことも思い、感じました。

それから、以前よりは、若い人とか女性の方も参加が多かったかなと思えますけれども、まだまだ、やっぱり男性の、何ていうか、成人といいますか、おやじといいますか、そういう方のほうが多かったのかなというふうなことは思います。

話題になったことにつきましては、やっぱり一番多かったのは道路の問題が一番多かったのかなというふうに思いますし、あと、それから、複数の場所で話題になった

ことにつきましては、農業とか地域の担い手を今後どういうふうに考えていけばいいのかなとか、若い皆さん方の勤め口というものもどう考えるのかというふうな、そのような話題が多かったのかなというふうに感じております。

全体が1時間半、ところによっては2時間近くやったところも多々ありましたけれども、そのうちの30分を、最初、説明に充てて、残りが1時間ないし1時間強という時間での自由討議という形になりましたので、その中でっていうことになると、話については、いろいろかなり広範囲に広がっておったかなというふうな感じを受けております。

○1番 (高橋 昭夫) この懇談会の説明の資料としてまとめられた住民意識調査結果というのがあります。これが、今、お話ありましたけれども、約30分、説明をされたと、そして、今回の懇談会におきましては、そのものの結果を皆さんに聞いていただいて、あるいは個々に配布したものの感想の求めという形になったかと思えますけれども、それがヒントとして大きくつかめられたことを期待しますし、それが総合計画によきにつながればと私は思いますけれども、しかし、この内容について、出席をされた皆さんから、アンケートをですね、そのものに触れて、満足度調査っていうのがあります。ほかにもちょっと、私は絞りますけれども、そうした科目の中に、「どちらとも言えない」という、つまり真ん中の部分があるわけですね、そういう事項が多くて、出席者から、このアンケートの問いかけにちょっと問題があるというか、それでつかめるのかなあと、ちょっとうわっていうか、表向きっていうような形で、その本意をつかまないと計画に結びつかないんじゃないかというような声がありました。そして、その中身が何なのかということは、その少しの部分のものも、具体的にそれを知るといって、そういう手段というか、そういうアンケートであることがよかったのではないかと、結果を詳細に解析してほしいと、こういう質問があり、そこに、課長さんといえますか、受けの立場として、そうしたものも積極的に精査をして事を進めたいというお話がありました。確かに、この内容に、私も、ちょっと調べてみますと、福祉、保健、医療、この満足度というのは「どちらとも言えない」というような数字が多いですね、それから、生活環境、定住促進というのは、「今のままでよい」というのは53、産業振興、これは農林、商工、観光、「どちらとも言えない」というふうにありますし、地域づくりは70%以上が満足をしていると、こういうことであります。じゃあ、何か、この不満は何なのかという、その具体的な、先ほども申しましたけれども、そうしたものは、これからどうつかんでいくのか、そんなことを思います。

私は、村のアンケート、それを引きつけるという形においては、この村を、5年、あるいは10年先を見据えて、例えば、これが、今そうかわかりませんが、美しい村というもの、みなさん、ご存じですかと、あるいは、これに関して何か意見を聞かせてください、あるいは、望岳荘というのは観光のかなめであるが、第三セクターであるけれども、そうしたものにあなたは利用されたことがありますか、風呂に何回ぐらい入りますか、あるいは、ハチ館を見られましたか、有効に生かすにはどうしたらいいですかというような具体的な、何ていうか、拾い上げというか、そういうもの、ある

いは歴民館に行ったことありますか、どうしたら、そして、そのものに関する問いかけといますかですね、有効に生かすと、そういう声拾いというような形のもの、あるのかもしれませんが。

私、県の世論調査というのを見ます。私、ちょっとやって、今回もやりましたけれどもですね、その折に来る紙に、真ん中という、今、言う、中心のものがけれどもって言いましたら、そのものについては、右か左かじゃないですけども、できるだけそのつかみをしたんだと、だから、その、何ていうか、「どちらとも言えない」というような科目はできるだけ少ないと、少なくしているんだということを知りました。

それで、前回の、私、20年っていうか、平成20年ですね、このときの意識調査、これ、報告書は今の3倍あります。字の大きさも違いますけれども、新曜社がやっておられます。このアンケートというのは、これからの計画、基、それになりますので、このものをアンケートの関しては相当協議をなされて、こういうことをっていうのを、どなたかにアドバイスをとということの説明ありましたけれども、その辺の経過といえますか、会社を変えたとかですね、こういうことを目途にして、こういうふうに生かすというような狙いとか、そういうものを、総務課さんですか？お聞きしたいと思います。

これは……。

すみません。議長。

これによりますとね、今、「どちらとも言えない」というのがないんですね、このときには、前は「どちらとも言えない」というのはないんです。ああ、さすがになあ、やはり、その辺にちょっと配慮されたのかなあと思いましたが、今回のものにはありますけど、その前のものを見ていますと、満足度っていうやつですね、「どちらとも言えない」というのがない、あ、その辺も何かいろいろ検討されたのかなあとと思う中で、お聞かせいただきたい。

○総務課長

アンケート、非常にたくさんの項目を住民の方に書いていただかなければいけない、その中で、住民の皆さんも、普段、関心のあること、あるいは全く関心のないこと、いろいろな項目があります。そんな中で、村民の皆さんが、アンケート対象となった村民の方々がスムーズにこの調査に協力していただくためには、途中で余り考え込む、考え込んでしまうような、いやあ、これは難しいからやめると、そういう中途半端なアンケートに終わらせないためには、今回、こういう「どちらとも言えない」、自分では、ちょっと判断はできないという項目を入れさせてもらっているわけなんです。だからといって、「どちらとも言えない」というだけを重視するんじゃなくて、逆に、その両側の部分ですよ、両側の部分も差が出てまいります。そういった部分の意見は、また、取り入れながら判断をしていくということになるかと思えます。

それと、いかにも、どこの懇談会でもこのことが言われたようなご発言でしたけども、僕も7カ所行きましたけども、ごく一部の地域で出たのは承知していますが、どこの地区でも出ていたのかなというのは、ちょっと、今、村のほうでも、懇談会の意見は取りまとめ中、出た意見、取りまとめ中で、まだ結果出ていませんので、ちょっ

と判断できませんけれども、果たしてどうだったかなという疑問は残ります。

○村 長

好きか嫌いかに、どちらかに無理やり振ったほうが、振って、どちらかにはっきりさせて聞きたいというときには、そういうやり方があると思いますし、真ん中があって、真ん中のほうにもどれぐらいらっしゃるのかっていうふうなことが、5択にすると、そういうのが見えてくるっていうふうなところもありますし、どちらかにすれば何かが見えやすくなるし、どちらかにすれば何かが見えにくくなるしという、そういうことであって、決して、どちらかがすぐれていて、どちらかが愚かであるというふうなものではないかと思えます。

それから、歴民館とか、望岳荘のお風呂に何回入るかとかいうふうな質問等々はですね、やっぱり、こう、限られた時間の中でいろいろ聞かなくてはいけないので、余りに多岐にわたったことを聞いても、それ向きのことであればいいんですけども、負担が大きくなって、逆に、こう、きちっとした答えをいただけなくなってしまうかもしれません。

あくまでも、これはベースとなる傾向を見るための調査というふうなことで、その中には、自由表記で、書かなくてもいいかもしれないけど自由表記でいろんなご意見を書いてもらえる部分もございましたし、その辺は細かくなるので、お伝えはまだしていないかもしれませんが、そういうのがありますし、その後、地区懇談会をして、また、具体的に個別の地区ごとのお話もお聞きしているというふうなことなので、そういったもろもろを、こう、考え合せながらやっていかななくてはいけないのかなというふうに思います。いろいろ説明会の中で、例えば医療についてっていうふうなところで、そのグラフだけ見ると、ちょっと不満足な部分が多かったっていうの、ありますけども、村民の皆さん、皆さんご存じのとおり、村内のドクターの先生方、あるいは皆さん方、本当に頑張っていただいて地域医療を支えていただいている、都会に比べて、都会に大病院が、大学病院があって、幾つもあったみたいなどころと比べて、ちょっと見劣りするなという意味で、多分、丸をつけられたんだろうというふうなこととか考えないと、余りしゃくし定規に、あの表でですね、十文字で、不満が声が多い、不十分、問題意識が高いから、ここ、これについては、何とか、全く何とかしなくちゃいけないとか、あるいは満足度が高くていいから、これについては、もう、っていうか、場合によっては、これについてはサービスを縮小したほうがいいのかなんてところもありましたけども、そんなふうな、その機械的にやっていいというふうには思いませんので、ほかの調査とも組み合わせながら深く考えてやっていかななくてはならないというふうに思っております。

○総務課長

申しわけございません。もう1点お話をさせていただきますと、第5次総合計画の前期計画を立てる際にやった住民アンケートの中には、「どちらとも言えない」という項目、ございます。現在も満足度というところで、また、後ほどごらんいただきたいと思いますが、中川村第5次総合計画の159ページのほうに、その現在の満足度のアンケートの報告がございまして、「どちらとも言えない」という項目が載っております。以上です。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、余り、その敵意感といいますか、愚かにとか、そういう形で言っているわけではありません。1人でも2人でも、その懇談会に出られた方が、そういう意見として、ああ、そういう見方もあるのかなあと、こういうふうに見ます折に、その今で言う満足度の調査だとか、そういうような形のもの、「どちらとも言えない」という形でなく、もう少し具体的な拾いを、何か工夫をされたらいいんじゃないかという、そういう声が、私は重くなるなと思いましたもんでということで、決して、愚かにとかです、この方法がよくないとか、そういうことではありませんが、思ったことをお聞きしたいと、こういうことあります。

それから、この結果を、ちょっと、私、通告に入れてありましたもんでお聞きするんですが、今後どう対処されるのかという形について、総務課長ですか、ちょっと説明を短時間でお願いします。

○総務課長 現在、後期計画の作成に各担当のほうでは着手していただいております。まだ、先日の住民懇談会の結果も、まだ出ていませんので、この特に住民アンケートの結果、それから懇談会の結果、それらを踏まえた上で、それぞれの担当ごとに、最初は部署ごとの内容を検討していただく、そしてまた、それを全部持ち寄った形で総合計画審議会等で諮ったり、また、私ども、あるいは理事者も交えてのチェックの中で、アンケートの結果、懇談会の声はこうだったが、その部分の反映はどうかという内容もチェックしながら計画策定を進めていくということになるかと思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 農業関係でも、今、先ほどワインやなんかありましたけれども、あなたにとって農業の悩みといえばなんですかというような、単純にですね、そうするところのつかみどころというのは大変重要なあと、私は、今まで一般質問においては適地適産、その土には、土が合わない、もう、後になってですね、絶対、禍根を残すというような感じがありましたけど、それ、拾っていただけなんだもんでですけども、しかし、そういうさまざまがあるわけですが、次にですね、その村民の声、先ほど村長からもお話がありましたけれども、村民の熱い願いという形においては、私が選挙する前から、選挙に出る前から声を大にして聞かされたことは、働く場所が欲しいと、それがないと孫、子が帰ってこれないと、大学までは行くけれども、そして悩み悩んだ、その末に向こうへ定住してしまったという声が、深刻な声として私は受けとめました。企業誘致は代々の村長もなかなか難しいし、そうでない方法があるんじゃないかという形が現在に至っているかと思っております。ただ、リニア等々、後でお聞きしますけれども、そういう中に、つまり新しい時代の到来、あるいは新しい発展のステージというような形の中においては、企業誘致というものも時の流れの中に、ここへ企業、つまり、どんなものを入れるかわかりませんが、環境に影響のないようなものが、つまり、そういう形の芽出しをするという形の前向きさが必要じゃないかと、こういう形はよく聞きますもんで、企業は、もうだめだっていうことは、村長は言われてはおりませんけれども、やはり、ここにありて、この中に企業の芽、つまり、県外からでなくて、経過、いろいろ説明聞いてみますと、近隣の、この飯田とか駒ヶ根とか、そういうところが、近くに、街、家、多くなる中を、ちょっと離れて、

もう少し静かな中で、その地域の人たちにも邪魔にならないようなところを開拓、選択をするというような流れもありますから、そういう部分においては、伊那谷全体の流れの中に、企業も迎え入れる、ぜひ使ってくださいという姿勢も、構えとして、私は持っていていただくことがいいんじゃないかと、こう思います。

それで、若者定住の、その雇用、つまり村の財源確保などから企業誘致、それは、村民の声は少なくないと、若者の声や村民の発想、提案、そうしたものが今回のアンケートには盛り込まれなかったのかな、私はこう書かせていただきました。基盤整備、生活基盤となるべき働く場所の確保は大変重要で、もっと積極性があってもいいんじゃないかと、こういう思いであります。これは、今までの一般質問で、私は、きょうも幾つもの、何ですか、提案やなんか、4番議員さんもありましたが、提案、お願い事がすごくあって、後、議会が終わりましてから、皆さん、先ほどのように総体感想というか、反省というか、そういう形のものを持たれるかと思っておりますけれども、若者の声というのは、アンケートがありますが、例えば、近づく成人式に、そういうチャンスとすればですね、迷惑をかけるかもしれないけれども若者の声を聞くと、その中には企業誘致もあるし、未来の伊那谷、あるいはリニア、そうしたものについて、あなたはどう思いますか、あと、内容は触れる必要はないかもしれませんが、そうしますと、上伊那の感度という形の末広なもの、考え方というのを、私は、相当、村政においても拾える、そういう提案事項が多いのではないかと、こう想像するんで、そこらの辺は、質問とはしませんけれども、大いに、成人式など、若者の声を拾うという、そういう部分を前向きに考えてやっていただきたいと、こう思います。

それから、リニアの建設事業に対する村民の関心はどうかという形でありますけれども、私は、リニアはっていう形の、今の環境やいろんな問題がありますもんで、なかなか前に進まないという形もわかりますが、しかし、これも先ほどのお話のように、総体、リニアを新しい時代の到来と考えようっていう人もいますし、それから、やっぱり、それは欠くことができないんだと、そういうものだと、飯田やなんかはですね、これをリニア中央新幹線を見据えたまちづくりというのが、前にもお話ししましたけれども、もう1年前にできましてですね、それで、そのものは何かっていいますと、第5期後期、そのこともありますが、しかし、その短期的展開でなくて、中期的展開、長期的展開という形において、第6次基本構想にまで向けて、そのものを、これは平成の38年まで、その思いを熱く集積をするということですね、具体的なものはあれでしょうけれども、でも、その内容を見ますと、こう、いろいろ出ているっていうことはですね、ロードマップにおけるっていうような形のものっていうのは、それなりに夢をはせて、そういう機会を持って、みんなで文殊じゃないけれども、これからはどうする、あるいは今をどう思うというような、幅広い円形な声拾いをして、とにかくつくるといえることは、私は無意味じゃないというふうな、飯田のようなところですから、大きいからっていう形もあるかもしれませんが、やはり、伊那谷は一つの中におけるリニアというものに、ある程度の段階に行きましたら、それを大いに、この地域づくりの展開という形に持っていくことがいいかと思うんですけども、このリニア

に関する形のもので、この間の議会の全協においては多少ありましたけれども、総体の中に、そうした形のもので、あの報告の中にはないような感じがしますが、これは何か意図があるのでしょうか、お聞きします。

○副 村 長 アンケートの中の問いを読んでいただいて、それをまとめたものをお示したところでありまして、確か19だったと思いますが、ちょっと手元に資料がありませんので申しわけありませんが、「リニアに対して期待をしますか」云々という設問があって、賛成の方は52%ほどの数字があったかというふうに思います。

また、これらに関して、先ほど全体を通していろいろご質問いただいたんですけど、意見を聞く機会が少なかったのではないかと、というようにお話をされておりますけれども、個別のアンケート調査の用紙を見ただけですと、中には自由記述をしていただく部分がございますので、それらについては多くの意見をいただいておりますので、それは、また、まとめて検証していきたいというふうに思っております。

それから、住民の皆さんにアンケート調査の結果をお示したものにつきましては、単純集計でありますので、1つの説明に対してどうであったかという総体的なものをお示しをしたものであります。

現在、進めておりますのは、クロス集計といたしまして、年代別、それから地区別、地域別、それぞれの皆さんがどういったお考えであるかというのをクロスをして集計をするという作業に移っております。それらが出てきますと、さらに詳細に出てきますので、分析をしながら次期の計画に生かしていくということになるかと思っております。議員、現在、お持ちの前のものにつきましては、そうしたものを反映させたものということで、住民の皆さんにお示したのはページ数が少なかったかと思っておりますけど、今後、総合計画審議会、また策定委員会等において利用していくものについては、相当、内容のどうか、ボリュームの多いものになってくるのではないかなというふうに思います。

○村 長 若者の声の反映が少ないのではないかと、もっと積極的に若者の声を聞きに行ったりも、そういうことも必要だというようなご意見をいただきました。

それから、リニアについても、いろんな考えがあるので、というふうなお話もありました。

そういうふうには、もう、おととい、日曜日ですが、文化センターで1時半から4時過ぎぐらいまで、21歳と31歳の若者2人がですね、韓国であったCOP20、COP12の生物多様性のところまで出かけて行って、リニアの問題についてお話、問題提起をして、そして各国のNPOとか、いろいろアジアの人たち、アフリカの人たち、南米の人たちと意見交換をして、国連の方ともお話をきて、こんなふう話が聞けたというような報告会がございました。そちらのほうには、私、行きましたし、何人か村民の方、議員さんも含めて出かけていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけど、大変立派な心強い活動をしている村民の若い人たちがいるもんだなというふうなことで、心強く思った次第でございます。ぜひ、また、そういうものにも、みんな、議員の方も含めて着目をしていただけたらありがたいと思

います。

○1 番 (高橋 昭夫) 先ほどご説明がありました、あれですね、リニアに関する形の事項、効果期待52%、期待できない30.3%と数字があります。このものは、あったことは承知しております。そういうことに加味してですね、開かれた政治というのは、そういう中に、村民重視と申しますか、50を超えていますから、村民の中に、その期待感なり、何か拾う項目は別としましてですね、何か、こう、やっぱりこれからの参考になるというものが、先ほど言うようにたくさんのものでありますから、小さく拾う形には難しいのかもしれませんが、そういう形のものでどうつかむかっていう形のところをちょっと感じましたもので、そういうアンケートがほしかったと、こう言わせていただいたことをお許しいただきたいと思っております。

リニアトンネルの廃土利用の関係であります。

11月11日のJR東海リニア中央新幹線事業説明会の折に、片桐地区の参加者からですね、冒頭に発言がという形でしたもので、私、反対かなんかの発言かなと思いましたが、その方から、自分の家の農地を埋め立て、整地に廃土をいただけないかという文言がありました。それに答えて、JR東海から、村を通していただければ協力できるのではないかと思いますという、前向きなですね、お話がありました。村としての環境問題、これは、前も申しましたけれども、大変欠けてはならない、それは大いに我々が責として感じて動かなければいけませんけれども、県が、この廃土のですね、村としてですが、廃土の受け入れ先が中川村内に存在するの否や、否か、それから、廃土を活用しての事業展開の可能性が、廃土を利用しての事業展開の可能性はあるのか、どうなのか、あるいは県が窓口となる対応を積極的に取り組む必要があるのか、どうなのか、拒否もありますし、いろいろですけれども、そうした面、これは、村としてはですね、こういう、やっぱり、迷惑な形がありますもので、なかなかそこには及ばないかもしれませんが、しかし、建設が決まったという形の中での、失敗しましたら、やっぱり県なりでJRには、それはもとに戻してもらうことの指摘は強烈に持たなきゃいけませんけれども、事業が始まり、そして、松川やなんかはですね、宮ヶ瀬の橋は建設が確定をし、今、あそここの場所に2カ所ですけれども、相当な廃土を、仮置きという形ですが、あり、それを南に向けてですから、廃土の希望は竜東に向けて名前が連なっていると、こういうことでありますけれども、今、申しました廃土の受け入れ先が中川村内に存在するの、あるいは、こう、廃土をどういうふうにご利用したらよいか、そういう可能性があるのか、そういうような点、もろもろ、村として村長の見解、これは、私は、早急にどうか、できるだけ早くですね、考えることも、表に出さなくてもいいのかもしれませんが、やっているのかもしれませんが、村長の見解をお聞きしたいと思います。

○村 長 廃土について受け入れについて質問をされた方がいらっしゃったということ、私、残念ながら、その説明会は地区懇談会と重なっておりましたので参加しておりませんが、後から詳細な報告をいただいておりますので、最初の質問がその質問ではなかったのかなあというふうに思っております。そういうご意見がありましたらですね、村

としても、村のほうにお話をいただけましたら、村としても、その方がよくても、下流域のこととか、あるいは、いろいろ災害のこととか、いろんなことがございますので、その辺のこともよく相談をして、周辺の方のご意見なんかも聞いた上で、これはいい取り組みだなというふうな形に周りも同意してやるというふうなことであればですね、県のほうに相談をするということはあるのかなというふうに思います。ですから、もしも、そういうお考えの方がいらっしゃったら村のほうにお聞かせいただければと思います。

ただ、村として何かをすべきかというふうなことで、入れるとしたら、入れることもできるかなというふうなところはありますが、じゃあ、そこで何をするのかと、どういう目的で何をするのか、そしてまた、そこが、先ほど申し上げたように、南木曾のような集中豪雨が降ったり、あるいは、その土の中に何か、重金属というふうなお話もありますし、いろんなことを考えたときに、その辺が問題ないというふうな形で、危険がないというふうな形で、物理的に入る、それから、そこを利用して何をするのか、効果があることができるのか、弊害がないのか、災害の危険がないのかというふうなことを考えて、考えた上でやらないと、そう拙速に軽々にすることでもないかと思えます。

たまたま昨日、ごらんになった方もいらっしゃるかとは思いますが、クローズアップ現代で、NHKで、あの廃土の問題をやっていて、おおっと、このタイミングでこういう話が出てきたなあと、ずっと見ておいて、要するに産業廃棄物、出す方に見れば産業廃棄物と同じように何とか処理しなくてはいけないもんなんだけども、産業廃棄物のほうは、いろんな弊害があったので、そういうことの起らないようにルールづくりがしっかりとなされたけども、建設廃土、建設発生土については、余りそういったきちとした法律上のルールづけがないまま今まで来ておいて、先日も、その廃土の置いている所が崩れて、寝ていた方が、若者が、結婚したばかりなのに亡くなっちゃったというふうな、そんなふうなお話もありました。その最後のほうには、しかもリニアのトンネルの話までつながっておったというふうなことで、ちょっと驚いたわけなんですけども、ともあれ、いろんな問題がございますので、JRとしては、それは前向きにならざるを得ない、つまり産業廃棄物と同じだから、何とかそれを処理しないと工事を進められない、もう、一生懸命だと思います。ただ、こちらのほうは、余り何か変にうきうきするよりも、冷静に、じゃあ、これをこうして、こうして、じゃあ、こういうふうな形になるなというふうなところのはっきりした将来展望みたいなものがあるのか、かつ弊害が本当はないのかというふうなことをしっかり見極めた上でやっていかないと、後で、いや、これは困ったというふうなことにもなりかねないのかなというふうに思います。

もし具体的なご提案があれば、最初に申し上げたとおり、検討を、周辺の方も含めて、運ばれる沿道の方も含めて、相談をした上で、あげるべきだとなったら県のほうとも相談をしたいと思えます。

○1 番 (高橋 昭夫) 今、村長、言われたように、やっぱり冷静に、それが本意で大事な

ことだと思えます。

先ほど申した松川やなんかの形っていうことは、1,700なり、あるいはバイパスで、その数字っていうものは、中川の渡場橋で、天竜橋で消えるわけじゃなくて、そのものは、中川へ行かない場合には、必ず松川に入るわけですね、それで、そのものを聞いてみますと、そういうことで、廃土をどこへ持っていくというふうな形のものもありますし、地元としても、それを有効に生かすという意気もあって、特別、余り反対の声もないというのが私が聞いた説明であります。そういう協力性がないと道は開きませんし、南へもつながっていかない、下條に注文がありましたのがですね、台城のところ、そこはだめだと、こういうことになれば下へ行かないんで、それは、それなりの、いろいろ文殊の知恵でやるんでしょうけれども、いずれにしても、そこに住む人たちに迷惑があってはならないと、こういうことは本軸だと、こういうふうに思います。

それで、今回の懇談会において、私は村長にリニアをどう思うという質問をした一人でありましたもので、それは時代おくれだとかですね、そういうお話をお聞きしましたもので、それは根に持ってはおりませんが、経過の中に、じゃあ、今度はリニアをどう活用するかという転嫁を期待する一人であるんですが、今回の、その11月の、先ほどの11日にですね、この文化センターでの事業説明会に村長は出席をされませんでした。これは私もわかります。先ほど、ご苦労さまといいますか、言わせていただいたように、予定のある会合がですね、確か小平だと思わうんですけど、あります。ただ、私は、本当は、村民の一人としては、ああいう場所の現地、生の声、両極がありますから、片っ方は説明をしますし、片方は受けて、そのものに関するって部分のやりとりというものはですね、村長は、やっぱりつかんでおいてもらいたい、そういう中でっていう形のもの、その総体のもっていう形のもの、私は、それがありませんと、例えば、成田空港じゃないけれども、ある土地、収用っていうか、そういう土地収用、そこだけが残るといいますかね、中川だけがっていう形にはならないんでしょうし、まあ、そうなるもいいんですけどね、そんなの別にいいけど、ただ、この折に有効に利用するというのは、やっぱり政治家としての政治的な政治力でもあるし、条件闘争ですからね、ですから、そういうものに関しては大いに光の部分も持たれて前進していくことが必要じゃないかと、こういうふうに思うわけです。それで、そのときの懇談会の日程が組まれておったということで、村民の意見を聞く機会の中に村長は出られななだと、それで、当事者っていいですか、その地区の懇談の、これは小平ですか？その折には、その人たちは、ここに、文化センターに出られないわけですね、そういうことで、だから、おい、ちょっと待ってくれと、こういうものがあるから、そういう中で、きっとやられたと思います。出席率はいいいわけですから、しかし、そういう部分のときに、くどいようですけども、やはり村長の直な、こういう判断力というものの目をそこに据えていただいて、どうかなあ、ああ、こうか、ああかっていう拾えるものはたくさんあると思うことを有効に生かしてもらいたいというのが私の願いであります。

それで、渡場で、先ほど——先ほどってうか、つい先日ですけれど、事業説明会がございました。総務課長、建設水道課長、住民税務課長が出られて熱心に聞かれていた、その、私は後ろで見させていただきました。そのものが、私は、何ていうんですか、前の質問にもリニアに関するもろもろの会議は出席をなされておりますかっていうときに、大変な、総体、全部、出ておってくださるという形ですね、それはきっと村長には伝通されているでしょうと思いますし、それで、今回は、その経過というものは、総務課長は村長に当然におつなぎされたと思いますけど、どんな感想を持たれたか総務課長にお聞きしたいと思います。

○総務課長 12月5日の開催ということで、8日からの議会、12月定例議会という中で、村長に対しては、まだ報告はしておりません。ただし、当日、一応、こちらでも録音させてきていただいていますので、議会が終わって手の空いた段階では、それぞれ、村長、副村長に、そのテープを聞いていただくというようなことを考えております。

出た感想ですけれども、非常に渡場地区の皆さん、やはり今現在も、先日の新聞によりますと1日当たりの通行台数が1,600台と、中には結構ダンプも多いという中で、特に信号、渡場の信号の付近の住民の皆さんは、今現在でも相当な被害を受けている、振動ですとか騒音、それからばいじんですとか排気ガス、そういった被害を受けておられるという実態の声を生にお聞きしまして、いや、これは、あと1,736台が通るっていうことになる大変だなという、それが一番の実感であります。

以上です。

○1 番 (高橋 昭夫) 建設の立場で建設水道課長はどんな感想を持たれたか、ちょっとお願いします。

○建設水道課長 今、総務課長の言った内容と同じでございます。

○1 番 (高橋 昭夫) 環境問題が大変大きく心配されている中で住民税務課長はどんな感想を持たれたかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 先週の金曜日でしたので出席したわけですけれども、記録のほうは自分のほうでとりました。今、聞いて、記録を、今、整理している最中ですので、また、でき次第、出席者にも見ていただいて、村長にも確認していただくようにしたいと思っておりますが、環境につきましては、どうしても地元の住民の方がほとんどですので、やはり渡場交差点を通る車の量を非常に心配しておりますし、振動、騒音、粉じん、それから大気質、さまざまなことを心配していて、早速にでもモニタリング調査、大気質等のモニタリングもありますし、排気ガス、そういった点の渡場交差点付近のモニタリングっていうことを早急に進めてほしいというような意見が多かったように感じております。

○1 番 (高橋 昭夫) ありがとうございます。

課長さん、あるいは係長さんですので、管理職の立場といたしますか、職員の立場というのは、なかなか自分が物を言い出しにくい立場を持っておられるのかなあと思いますが、職員は、長年、勤めておりますので、直感力といたしますか、いろいろな形で、そういう職員の皆さんが持っている知恵といたしますか、知識といたしますか、あるいは

経験が、私は大きいんじゃないかと、こう思います。村長は、いろいろに、そういう職員の皆さんの声をですね、一堂に集めてやっておられると思いますけれども、ぜひ、その、ぜひ、ぜひ、その、何ていいますか、職員の経験を生かしてもらって、実のある、つまり、前の宮崎村長は、いまだにして、私、ちょっとときどき行き会うんですけれども、いや、わしの力じゃないと、あの事業、多大なものを消化されたんですけれども、その折に、当時の課長、係長が、まあ、何ともかんと、あちこちに全身全霊、投球をしてやってくれたものであるんだって、私ではないと、いまだに控えた言葉を持っておられますけれども、やはり職員あつてのという形のものは、村長も頼りにされておられると思います。大いに、その経験だとか直感、いろいろ、さまざまを吸収していただいて、あとの村づくりに生かしていただきたいと、こう思います。

それで、最後になりますけれども、今回の懇談会内容ですけれども、懇談会の中のあのものは、これから、あの総合計画の中にいろいろな角度で詰めていかれると思いますが、この懇談会の中の発言者の中にですね、私が気にとまった言葉として、懇談会の発言ですが、将来計画では、その検討の中の枠だと思いますけど、若い人たちを大いに加えてもらいたいと、こういう声、言葉がありました。加えて、リニアについても、若い、村をしょって立つこれからの人に計画に入ってもらいたいと、そういう発言がありました。確かに、先ほどお話もありましたけれども、若い人の意気というものがこれからはせる村づくりの根幹であるということであれば、やはり、村長、よく言われるように、役ってうか、そういう形でない、もう、若者はちょっと多目に集まってくれというような形で、そのうちの心の持ちどころを、やっぱり開いていただいとというのが、すごい、村づくりの、私は念力につながるんじゃないかと、こういうふうに思います。その発言があったわけでありまして、村長のですね、これからという形においては期待感もあるでしょうし、若者エキスを拾おうという形に関して、一言、所感をお願いしたいと思います。これからの持っていく方、考え方という。

○村 長 協議会、リニアについての協議会が予算をお認めいただいて立ち上がってくる、その中には高橋副議長さんにもご参加をいただくことになっているかと思いますが、公募というふうなこともありますし、そういうところで積極的に若い方にも参加を呼びかけて、まあ、する、しないはご本人のことですので、結果はどうなるかわかりませんが、そんなふうなことはしていきたいなと思います。

それから、若い人に呼びかけて、ちょっと来いよというふうなお話がありましたけれども、若い人たちは、結構、自分たちでいろんな活動をしておられます。だから、どんどんそういうところにこちらから行くっていうことが大事なというふうに思います。私は、そういう、先ほど申し上げた、おとといの話もいたしましたけれども、いろんな形の活動をしている若者が結構おりますので、そういうところに、我々、おやじというか、おじいというか、そういう世代のほうから出向いて行って、何をやっているのか、どんなふうなことを考えているのかっていうのを聞いていくっていうことが大事なというふうなふうに思います。



- 以上です。
- 1 番 (高橋 昭夫) 第5次総合計画の中の基本目標というのが「村の魅力を生かして若者が夢を持てる村づくり」と、こういうなかなか晴れ晴れしたものがあります。そういう意味で、若者の声を大いに拾ってもらいたいと思いますし、私は今回の一般質問の最後でありますので、私が思いますことは、それぞれの議員が強く要望、提案、そういう形のものにとりどりにありました。これは、一般質問が終わってから、やはり、総体、総括反省といいますか、そういう形で、これからの村づくりにつなぐ形のことを長側の一体化した形でできていると思うんですけども、それを私は期待したいと思います。どうか、同じ質問をすると村長も嫌になると思いますから、できるだけ控えておりますけれども、出た一般質問を整理をしていただいて、やはり次回に生かしていただく、質問者もくどい質問は避けると、こういうことであります。そのことを、ちょっと強く要望を生かしていただくというお願いをしまして、私の一般質問を終わります。
- 議長 ありがとうございます。
- これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。
- これで本日の日程は全部終了いたしました。
- 本日は、これをもって散会といたします。
- ご苦労さまでございました。
- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時47分 散会]